

半期報告書

(第3期中) 自 平成19年4月1日
至 平成19年9月30日

阪神高速道路株式会社

大阪府中央区久太郎町四丁目1番3号

(671061)

目 次

	頁
表紙	
第一部 【企業情報】	1
第1 【企業の概況】	1
1 【主要な経営指標等の推移】	1
2 【事業の内容】	3
3 【関係会社の状況】	4
4 【従業員の状況】	5
第2 【事業の状況】	6
1 【業績等の概要】	6
2 【生産、受注及び販売の状況】	8
3 【対処すべき課題】	8
4 【経営上の重要な契約等】	9
5 【研究開発活動】	10
第3 【設備の状況】	11
1 【借受道路資産以外の事業用設備及び社用設備】	11
2 【道路資産】	13
第4 【提出会社の状況】	15
1 【株式等の状況】	15
2 【株価の推移】	17
3 【役員の状況】	18
第5 【経理の状況】	20
1 【中間連結財務諸表等】	21
(1) 【中間連結財務諸表】	21
(2) 【その他】	48
2 【中間財務諸表等】	49
(1) 【中間財務諸表】	49
(2) 【その他】	72
第6 【提出会社の参考情報】	73
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	74
第1 【保証会社情報】	74
第2 【保証会社以外の会社の情報】	74
1 【当該会社の情報の開示を必要とする理由】	74
2 【継続開示会社たる当該会社に関する事項】	74
3 【継続開示会社に該当しない当該会社に関する事項】	75
第3 【指数等の情報】	76
[中間監査報告書]	

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成19年12月26日
【中間会計期間】	第3期中（自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日）
【会社名】	阪神高速道路株式会社
【英訳名】	Hanshin Expressway Company Limited
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 木下 博夫
【本店の所在の場所】	大阪市中央区久太郎町四丁目1番3号
【電話番号】	06-6252-8121（代表）
【事務連絡者氏名】	経理部長 小野崎 泉
【最寄りの連絡場所】	大阪市中央区久太郎町四丁目1番3号
【電話番号】	06-6252-8121（代表）
【事務連絡者氏名】	経理部長 小野崎 泉
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第2期中	第3期中	第1期	第2期
会計期間	自平成18年 4月1日 至平成18年 9月30日	自平成19年 4月1日 至平成19年 9月30日	自平成17年 10月1日 至平成18年 3月31日	自平成18年 4月1日 至平成19年 3月31日
営業収益（百万円）	91,412	91,380	105,147	188,553
経常利益（百万円）	2,925	2,296	4,685	2,234
中間(当期)純利益（百万円）	2,010	2,578	1,194	1,702
純資産額（百万円）	23,205	25,476	21,194	22,897
総資産額（百万円）	179,698	228,731	173,132	232,225
1株当たり純資産額（円）	1,160.28	1,273.81	1,059.73	1,144.87
1株当たり中間(当期)純利益金額（円）	100.55	128.93	59.73	85.14
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益金額（円）	—	—	—	—
自己資本比率（%）	12.9	11.1	12.2	9.9
営業活動によるキャッシュ・ フロー（百万円）	△15,441	△21,174	△4,273	△41,460
投資活動によるキャッシュ・ フロー（百万円）	△3,938	△1,166	△3,810	△4,389
財務活動によるキャッシュ・ フロー（百万円）	11,495	9,545	15,823	44,689
現金及び現金同等物の中間期 末(期末)残高（百万円）	27,250	21,177	35,135	33,973
従業員数（人）	863	1,116	845	849
[外、平均臨時雇用人員]	[227]	[323]	[110]	[256]

(注) 1. 設立初年度となる第1期連結会計年度は、設立日である平成17年10月1日から平成18年3月31日までの6ヶ月間であります。

2. 営業収益には、消費税等は含まれておりません。

3. 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

4. 純資産額の算定にあたり、第2期中間連結会計期間から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号）を適用しております。

5. 従業員数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含みます。）であり、臨時従業員数は〔 〕内に中間連結会計期間（年間）平均人員を外数で記載しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第2期中	第3期中	第1期	第2期
会計期間	自平成18年 4月1日 至平成18年 9月30日	自平成19年 4月1日 至平成19年 9月30日	自平成17年 10月1日 至平成18年 3月31日	自平成18年 4月1日 至平成19年 3月31日
営業収益（百万円）	91,101	90,706	105,020	187,718
経常利益（百万円）	2,478	1,954	4,655	1,466
中間(当期)純利益（百万円）	1,645	2,368	1,179	1,251
資本金（百万円）	10,000	10,000	10,000	10,000
発行済株式総数（千株）	20,000	20,000	20,000	20,000
純資産額（百万円）	22,825	24,799	21,179	22,431
総資産額（百万円）	178,180	226,461	172,572	230,644
1株当たり純資産額（円）	1,141.25	1,239.98	1,058.98	1,121.55
1株当たり中間（当期）純利益金額（円）	82.27	118.42	58.98	62.57
潜在株式調整後1株当たり中間（当期）純利益金額（円）	—	—	—	—
1株当たり配当額（円）	—	—	—	—
自己資本比率（％）	12.8	11.0	12.3	9.7
従業員数（人）	791	773	818	781
[外、平均臨時雇用人員]	[100]	[166]	[109]	[110]

(注) 1. 設立初年度となる第1期事業年度は、設立日である平成17年10月1日から平成18年3月31日までの6ヶ月間です。

2. 営業収益には、消費税等は含まれておりません。

3. 潜在株式調整後1株当たり中間（当期）純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

4. 純資産額の算定にあたり、第2期中間会計期間から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号）を適用しております。

5. 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含みます。）であり、臨時従業員数は [] 内に中間会計期間（年間）平均人員を外数で記載しております。

2【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社及び関係会社が営む事業の内容について、重要な変更は次のとおりであります。

(高速道路事業)

平成19年4月1日に社団法人阪神有料道路サービス協会から同社団法人が収益事業として実施していたスルーウェイカード提携事業等を、当社の連結子会社である阪神高速サービス㈱が譲り受け、当該事業を行っております。

なお、主要な関係会社について、当社は、平成19年4月1日に当社の非連結子会社であった㈱阪神パトロールの全発行済株式を取得し、連結子会社化を図っております。また、同日、商号を阪神高速パトロール㈱に変更しております。

3 【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、当社の非連結子会社である(株)阪神パトロールが平成19年4月1日に連結子会社となりました。また、同日、商号を阪神高速パトロール(株)へ変更しております。

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) 阪神高速パトロール(株)	大阪市 西区	10	高速道路 事業	100.0	阪神高速道路の交通管理業務を委託 しております。 資金援助 なし 役員の兼任等 当社役員1名 当社従業員2名 設備の賃貸借 なし

- (注) 1. 主要な事業の内容欄には、事業の種類別セグメントの名称を記載しております。
2. 特定子会社には該当いたしません。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成19年9月30日現在

事業の種類別セグメントの名称	従業員数（人）
高速道路事業	948
受託事業	[277]
その他の事業	28 [5]
全社（共通）	140 [41]
計	1,116 [323]

- (注) 1. 従業員数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含みます。）であり、臨時従業員数は〔 〕内に当中間連結会計期間の平均人員を外数で記載しております。
2. 高速道路事業及び受託事業については、両事業を一体的に取り扱っていることから、一括して記載しております。
3. 従業員数が前連結会計年度末に比べ267名増加しておりますが、これは阪神高速パトロール(株)が新たに連結子会社となったこと等によるものであります。

(2) 提出会社の状況

平成19年9月30日現在

従業員数（人）	773 [166]
---------	-----------

- (注) 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含みます。）であり、臨時従業員数は〔 〕内に当中間会計期間の平均人員を外数で記載しております。

(3) 労働組合の状況

労働組合との間に特記すべき事項はありません。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当中間連結会計期間におけるわが国経済は、企業収益が高水準で推移しており、設備投資も引き続き増加基調にあるなど、企業の業況感は総じて良好な水準で推移しました。一方、関西経済については、大企業・製造業を中心とした投資意欲が衰えておらず、全体として景気は底堅く推移しておりますが、記録的な原油・原材料価格の上昇等が企業活動にマイナス影響を与えつつあり、中小企業を中心にやや足踏み感が感じられる状況となっております。

このような経営環境の中、当社では、「先進の道路サービスへ」という企業理念のもと、安全・安心・快適なネットワークを通じてお客さまの満足を実現し、引き続き関西の暮らしや経済の発展に貢献すべく、着実な事業の展開に努めてまいりました。

当中間連結会計期間においては、当社は、「交通安全対策アクションプログラム」の策定・実施、「環境リポート2007」の発刊、さらには不正通行監視システムを導入して不正通行対策にも積極的に取り組んでまいりました。また、新たに阪神高速パトロール(株)が加わった当社グループでは、業務の効率化と経営基盤の強化に努めるとともに、収益力の拡大にも積極的に努めてまいりました。この結果、当中間連結会計期間の営業収益は前年同期比0.0%減の91,380百万円、営業利益は前年同期比22.9%減の2,227百万円、経常利益は前年同期比21.5%減の2,296百万円、法人税等を控除した中間純利益は前年同期比28.2%増の2,578百万円となりました。

なお、事業の種類別セグメント別の概要は次のとおりであります。

(高速道路事業)

高速道路事業では、関西経済の動きを反映した交通量の推移となり、前年同時期と比べ大型車の通行台数は増加したものの、阪神東線をはじめとする普通車の通行台数が減少したため、営業収益は前年同期比0.0%減の90,658百万円となりました。一方、営業費用については、協定に基づく機構への賃借料や管理費用等の支出が発生したことから、営業利益は前年同期比26.2%減の1,981百万円となりました。

(受託事業)

受託事業においては、大阪府道高速大和川線事業等の道路建設に係る事業をはじめとして、国、地方公共団体等の委託に基づく道路の新設、改築、維持、修繕等を実施したものの精算がなされていないため、営業収益の計上はありませんでした。ただし、一部について収益とは連動せず一般管理費のみが発生しており、以上の結果、営業損失は前年同期比225.4%増の25百万円となりました。

(その他の事業)

その他の事業においては、休憩施設の運営、駐車場施設の運営、不動産賃貸等に係る事業を引き続き実施しました。

駐車場事業において、新規開設を行うなど収益向上に努めたこともあり、結果として、その他の事業の営業収益は前年同期比1.0%減の721百万円、営業利益は前年同期比28.4%増の271百万円となりました。

(2) キャッシュ・フロー

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは、税金等調整前中間純利益3,291百万円に加えて減価償却費2,529百万円、売上債権の減少3,009百万円等を計上したものの、仕掛道路資産等のたな卸資産の増加14,844百万円、仕入債務の減少14,528百万円、法人税等の支払額372百万円により、21,174百万円（前年同期比5,733百万円の増加）の資金流出となりました。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは、主としてE T C装置（車線制御装置等）への設備投資等による固定資産の取得支出1,843百万円があったことにより、1,166百万円（前年同期比2,771百万円の減少）の資金流出となりました。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは、機構からの無利子借入れによる収入10,950百万円があったこと等により、9,545百万円（前年同期比1,950百万円の減少）の資金流入となりました。

なお、完成した道路資産を機構に対して引き渡した際に損益計算書に計上された道路資産完成高は、資金により回収されず、当社において計上している道路建設関係長期借入金が、機構法第15条第1項に基づき機構に債務引受けされることにより回収されることとなります。しかしながら、営業活動によるキャッシュ・フロー及び財務活動によるキャッシュ・フローを、より経営実態に即した適正な表示とするため、中間連結キャッシュ・フロー計算書上、道路資産完成高は一旦資金により回収され、回収された資金をもって道路建設関係長期借入金を返済しているものとみなしております。

以上の結果、当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物の中間期末残高は、21,177百万円（前年同期比6,073百万円の減少）となりました。

2【生産、受注及び販売の状況】

当社グループの各事業は、受注生産形態をとらない事業が多く、事業の種類別セグメントごとに生産規模及び受注規模を金額あるいは数量で示すことはしていません。

このため、生産、受注及び販売の状況については、前記「1 業績等の概要」において各事業の種類別セグメントの業績に関連付けて記載しております。

3【対処すべき課題】

当中間連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について、重要な変更はありません。

4【経営上の重要な契約等】

(1) 機構と締結する協定について

当社及び機構は、京都市道高速道路1号線及び京都市道高速道路2号線の残工事の工程の精査を行い、平成19年8月23日付で「京都市道高速道路1号線等に関する協定」を一部変更しております。当該協定においては、京都市道高速道路1号線（京都府京都市山科区西野山桜ノ馬場町から京都府京都市伏見区深草中川原町まで）に関する工事の完成予定年月日を平成20年5月31日から平成23年3月31日に変更しております。また、京都市道高速道路2号線（京都府京都市伏見区竹田向代町川町から京都府京都市伏見区向島大黒まで）に関する工事の完成予定年月日を平成20年1月31日から平成20年7月31日に変更しております。

なお、当該路線の供用に係る本線工事は、当初通りの完成予定としております。

(2) 事業譲受けに関する確認書

阪神高速サービス㈱は、社団法人阪神有料道路サービス協会との間で、同社団法人が収益事業として実施していた全事業（スルーウェイカード提携事業、広報受託事業等）の譲受けのための事業譲渡契約を平成19年2月9日付で締結し、当該譲受けを平成19年4月1日に実施しました。なお、資産及び負債の価額について、事業譲受日現在の価額にて平成19年6月29日付で別途確認書を締結しております。

かかる当該事業譲受けに関する確認書の概要は以下のとおりであります。

譲渡価額	—		
承継資産合計	600百万円	承継負債合計	286百万円

(注) 本事業譲渡は無償で実施しました。

(3) 株式譲渡契約

当社は、当社の非連結子会社である㈱エイチエイチエス及び㈱コーベックスとの間で、当社の非連結子会社である㈱阪神パトロールの株式譲渡契約を平成19年4月1日付で締結し、同日、同社の全発行済株式を取得しました。

株式譲渡の概要は次のとおりであります。

① 株式取得の目的

阪神高速道路の交通管理業務にグループ経営を導入し、同業務の一層の効率化と業務品質の向上を推進するため、当社の非連結子会社である㈱阪神パトロールの全発行済株式を取得し、連結子会社化を図りました。

② 株式取得の相手会社の名称

㈱エイチエイチエス

㈱コーベックス

③ 株式を取得した会社の名称、事業内容、規模

名称：㈱阪神パトロール

事業内容：交通管理業務（道路巡回業務、交通管制補助業務、取締補助業務）

規模：資本金 10百万円

④ 取得した株式の数、取得価額及び取得後の持分比率

取得した株式の数：200株

内訳：㈱エイチエイチエス 120株

㈱コーベックス 80株

取得価額：37百万円

内訳：㈱エイチエイチエス 22.2百万円

㈱コーベックス 14.8百万円

譲渡後の持分比率：100%

⑤ その他

㈱阪神パトロールは、平成19年4月1日付で、商号を阪神高速パトロール㈱に変更しております。

5 【研究開発活動】

特記すべき事項はありません。

第3【設備の状況】

当社の行う高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧の結果生じた仕掛道路資産は、当社の中間連結財務諸表及び中間財務諸表において「仕掛道路資産」勘定（流動資産）に計上されますが、特措法第51条第2項ないし第4項の規定に基づき、当該高速道路の工事完了時等においては機構に帰属することとなり、かかる機構への帰属以降は当社の資産としては計上されないこととなります。また、機構に帰属した道路資産は、日本道路公団等民営化関係法施行法（平成16年法律第102号）（以下「民営化関係法施行法」といいます。）第14条第3項の認可を受けた実施計画の定めるところに従い機構が阪神高速道路公団（以下「阪神公団」といいます。）から承継した道路資産と併せ、協定に基づき当社が機構から借り受けます（以下、本「第3 設備の状況」において、かかる機構から当社が借り受ける道路資産を「借受道路資産」といいます。）。借受道路資産は、当社の資産としては計上されておりません。

下記「1 借受道路資産以外の事業用設備及び社用設備」においては、借受道路資産以外の設備の状況について記載しており、借受道路資産の状況については、後記「2 道路資産」において記載しております。なお、仕掛道路資産は当社の設備ではありませんが、その状況について、「2 道路資産」において併せて記載しております。

1【借受道路資産以外の事業用設備及び社用設備】

(1) 主要な設備の状況

① 提出会社

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

② 国内子会社

当中間連結会計期間において、当社の連結子会社である阪神高速サービス㈱は、社団法人阪神有料道路サービス協会との間で締結した事業譲渡契約により、以下の設備を譲り受けました。

会社名	事業所名 (所在地)	事業の種類 別セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額（百万円）						従業員数 (人)
				建物及び 構築物	機械装置 及び車両 運搬具	土地 (面積千㎡)	ソフト ウェア	その他	合計	
阪神高速サービス㈱	本店・神戸支店 (大阪市西区・神戸市中央区)	高速道路 事業	ソフトウェア等	4	—	— (—)	11	5	21	12 <31>

- (注) 1. 帳簿価額のうち「その他」は、工具器具備品の合計であります。
 2. 現在休止中の主要な設備はありません。
 3. 臨時従業員数は、< >で外書きしております。
 4. 上記金額には消費税等は含まれておりません。

また、阪神高速パトロール㈱が新たに当社の連結子会社になったことにより、同社の設備が主要な設備に加わりました。当該設備の状況は、以下のとおりであります。

会社名	事業所名 (所在地)	事業の種類 別セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額（百万円）						従業員数 (人)
				建物及び 構築物	機械装置 及び車両 運搬具	土地 (面積千㎡)	ソフト ウェア	その他	合計	
阪神高速パトロール㈱	本社（大阪市西区）	高速道路 事業	本社内装工事等	3	0	— (—)	0	0	4	206 <4>

- (注) 1. 帳簿価額のうち「その他」は、工具器具備品の合計であります。
 2. 現在休止中の主要な設備はありません。
 3. 臨時従業員数は、< >で外書きしております。
 4. 上記金額には消費税等は含まれておりません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当中間連結会計期間において、前連結会計年度末に計画した重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

なお、前連結会計年度末現在では仮称でありました上鳥羽料金所につきましては、平成19年8月21日付で機構により京都市道高速道路2号線のランプ名称が決定されたのを受け、正式名称となりました。

2【道路資産】

(1) 主要な道路資産の状況

当社グループは、当中間連結会計期間において、協定における大阪府道高速大和川線等の新設、地震防災対策等の改築及び舗装等の修繕等を通じ総額14,720百万円の仕掛道路資産の建設を行いました。

また、当中間連結会計期間において機構に帰属し、借受道路資産として当社が借り受けることとなった道路資産は、総額172百万円であり、その内訳は下記のとおりであります。

路線・区間等		帰属時期（注1）	道路資産価額 （百万円）（注2）
大阪府道高速大阪池田線 等に関する協定	修繕	平成19年6月	172
合計		—	172

（注）1. 仕掛道路資産が機構に帰属し、借受道路資産となった時期を記載しております。

2. 道路資産価額には、消費税等は含まれておりません。

なお、当中間連結会計期間末における主要な道路資産の内訳は次のとおりであります。かかる資産は、協定に基づき、当社が機構より借り受けている借受道路資産であります。

平成19年9月30日

区分		年間賃借料（百万円）（注1）
地域路線網	大阪府道高速大阪池田線	139,986
	大阪府道高速大阪守口線	
	大阪府道高速大阪東大阪線	
	大阪府道高速大阪松原線	
	大阪府道高速大阪堺線	
	大阪府道高速大阪西宮線	
	大阪府道高速湾岸線	
	大阪府道高速道路森小路線	
	大阪府道高速道路西大阪線	
	大阪府道高速道路淀川左岸線	
	兵庫県道高速大阪池田線	
	兵庫県道高速神戸西宮線	
	兵庫県道高速湾岸線	
	神戸市道高速道路2号線	
	兵庫県道高速北神戸線	
	神戸市道高速道路北神戸線	
神戸市道高速道路湾岸線		
合計		139,986

（注）1. 機構から借り受けた道路資産にかかる当連結会計年度の賃借料を記載しております。これらの賃借料は、上記の地域路線網に対するものであり、当該地域路線網に属する高速道路それぞれについて定められるものではありません。また、これらの賃借料は、協定の規定により、各連結会計年度の料金収入の金額に応じて変動する場合があります。なお、賃借料には消費税等は含まれておりません。

2. 当中間連結会計期間末までに機構に帰属し、借受道路資産として当社が借り受けることとなった道路資産が含まれております。

(2) 道路資産の建設、除却等の計画

当中間連結会計期間において、前連結会計年度末に計画した道路資産にかかる重要な建設計画について、重要な変更は次のとおりであります。

① 京都市道高速道路1号線（京都市山科区西野山桜ノ馬場町～同市伏見区深草中川原町）

残工事の工程精査により、平成19年8月23日に完了予定を平成20年5月から平成23年3月に延期しております。なお、当該路線の供用に係る本線工事は、当初通り平成20年5月の完成予定としております。

② 京都市道高速道路2号線（京都市伏見区竹田向代町川町～同市同区向島大黒）

残工事の工程精査により、平成19年8月23日に完了予定を平成20年1月から平成20年7月に延期しております。なお、当該路線の供用に係る本線工事は、当初通り平成20年1月の完成予定としております。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	80,000,000
計	80,000,000

②【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在発行数(株) (平成19年9月30日)	提出日現在発行数(株) (平成19年12月26日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	20,000,000	20,000,000	非上場	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
計	20,000,000	20,000,000	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額(百万円)	資本準備金残 高(百万円)
平成19年4月1日～ 平成19年9月30日	—	20,000,000	—	10,000	—	10,000

(5) 【大株主の状況】

平成19年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
国土交通大臣	東京都千代田区霞が関2丁目1番3号	9,999,996	50.0
大阪府	大阪府中央区大手前2丁目	2,876,722	14.4
大阪市	大阪市北区中之島1丁目3番20号	2,876,722	14.4
兵庫県	神戸市中央区下山手通5丁目10番1号	1,827,287	9.1
神戸市	神戸市中央区加納町6丁目5番1号	1,827,287	9.1
京都府	京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町	295,993	1.5
京都市	京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地	295,993	1.5
計	—	20,000,000	100.0

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成19年9月30日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 19,999,500	199,995	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
単元未満株式	普通株式 500	—	1単元 (100株) 未満の株式
発行済株式総数	20,000,000	—	—
総株主の議決権	—	199,995	—

② 【自己株式等】

平成19年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数 (株)	他人名義所有株式数 (株)	所有株式数の合計 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—

2 【株価の推移】

当社の株式は非上場であり、該当事項はありません。

3【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当半期報告書の提出日までの役員の異動は、次のとおりであります。

(1) 新任役員

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)	就任年月日
常務取締役	執行役員 (計画部、 環境・景観 室担当)	丸岡 耕平	昭和24年3月8日生	昭和46年4月 大阪府入庁 平成14年4月 同府交通道路室長 平成15年4月 同府土木部技監 平成17年4月 同府土木部長 平成18年4月 同府都市整備部長 平成19年4月 大阪府道路公社理事長 平成19年7月 当社常務取締役(現在)	(注1)	—	平成19年7月1日
監査役 (非常勤)	—	長田 昇	昭和22年3月20日生	昭和44年4月 大阪市入庁 平成8年4月 同市建設局副理事(大阪市都市整備協会出向) 平成10年4月 同市計画調整局地域計画担当部長 平成13年4月 同市建設局街路部長 平成15年4月 同市建設局理事(大阪市道路公社派遣) 平成17年4月 同市ゆとりとみどり振興局緑化総括技監 平成19年3月 同市退職 平成19年7月 当社監査役(現在)	(注2)	—	平成19年7月1日

(注) 1. 平成19年7月1日の就任時から他の取締役の任期の満了すべき時までであります。なお、他の取締役の任期は、平成18年6月28日開催の定時株主総会における選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。

2. 平成19年7月1日の就任時から退任した監査役の任期の満了すべき時までであります。なお、退任した監査役の任期は、平成18年6月28日開催の定時株主総会における選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。

(2) 退任役員

役名	職名	氏名	退任年月日
常務取締役	執行役員 (計画部、交通環境室担当)	田村 恒一	平成19年6月30日
監査役 (非常勤)	—	松村 博	平成19年6月30日

(3) 役職の異動

新役名	新職名	旧役名	旧職名	氏名	異動年月日
常務取締役	執行役員 (建設事業部、 技術部担当)	常務取締役	執行役員 (建設事業部、技 術管理室担当)	南部 隆秋	平成19年7月1日
常務取締役	執行役員 (経営企画部、 関連事業室、E TC活用事業推 進室担当)	常務取締役	執行役員 (経営企画部、マ ーケティング推進 室、関連事業室、 お客さまサービ ス室担当)	幸 和範	平成19年7月1日

なお、前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当半期報告書の提出日までの執行役員の異動は、次のとおりであります。

①新任

職名	氏名	就任年月日
執行役員 (情報システム部担当)	山崎 昌二	平成19年7月1日

②退任

職名	氏名	退任年月日
執行役員 (情報システム管理室、品 質・安全管理室担当)	本庄 敬選	平成19年6月30日
執行役員 (渋滞対策室担当)	佐野 正道	平成19年6月30日

③役職の異動

新職名	旧職名	氏名	異動年月日
執行役員 (営業部、保全交通部担当)	執行役員 (業務部、保全施設部担当)	中林 正司	平成19年7月1日

第5【経理の状況】

1. 中間連結財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

(1) 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という。）に準拠し、「高速道路事業等会計規則」（平成17年国土交通省令第65号）に準じて記載しております。

なお、前中間連結会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）は、改正前の中間連結財務諸表規則に基づき、当中間連結会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）は、改正後の中間連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

(2) 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）第38条及び第57条の規定に基づき、同規則及び「高速道路事業等会計規則」（平成17年国土交通省令第65号）により作成しております。

なお、前中間会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）は、改正前の中間財務諸表等規則に基づき、当中間会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）は、改正後の中間財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、前中間連結会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）の中間連結財務諸表及び前中間会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）の中間財務諸表について、並びに、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間連結会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）の中間連結財務諸表及び当中間会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）の中間財務諸表について、新日本監査法人による中間監査を受けております。

なお、前中間連結会計期間及び前中間会計期間に係る中間監査報告書は、平成19年2月21日付をもって提出した有価証券届出書に添付されたものによっております。

1【中間連結財務諸表等】

(1)【中間連結財務諸表】

①【中間連結貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)		前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成19年3月31日)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
(資産の部)							
I 流動資産							
1. 現金及び預金		27,250		21,177		33,973	
2. 未収入金		10,794		12,015		15,764	
3. 未収法人税等		—		—		348	
4. 未収消費税等	※3	297		—		1,130	
5. 仕掛道路資産		84,973		134,076		119,225	
6. その他たな卸資産		93		94		100	
7. 受託業務前払金		5,167		12,924		11,607	
8. 繰延税金資産		35		147		64	
9. その他		457		622		403	
貸倒引当金		△54		△32		△34	
流動資産合計		129,016	71.8	181,026	79.1	182,585	78.6
II 固定資産							
1. 有形固定資産							
(1) 建物及び構築物		19,928		19,940		19,888	
減価償却累計額		△1,024	18,904	△2,346	17,594	△1,799	18,089
(2) 機械装置及び運搬具		23,579		24,621		24,304	
減価償却累計額		△2,000	21,578	△4,991	19,630	△3,525	20,778
(3) 土地			6,005		5,320		5,634
(4) 建設仮勘定			294		1,492		1,025
(5) その他		419		465		454	
減価償却累計額		△77	342	△210	254	△170	283
有形固定資産合計			47,124		44,293		45,811
2. 無形固定資産							
(1) ソフトウェア			3,244		2,981		3,401
(2) その他			21		51		50
無形固定資産合計			3,266		3,032		3,452
3. 投資その他の資産							
(1) 投資有価証券			4		4		4
(2) 繰延税金資産			37		77		46
(3) その他			248		358		337
貸倒引当金			—		△62		△10
投資その他の資産 合計			290		378		376
固定資産合計			50,681		47,704		49,640
資産合計	※1		179,698		228,731		232,225
			100.0		100.0		100.0

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)		前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成19年3月31日)		
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	
(負債の部)								
I 流動負債								
1. 未払金		14,953		14,833		30,774		
2. 短期借入金		800		—		—		
3. 1年以内返済予定 長期借入金		—		11,901		4,618		
4. 未払法人税等		1,070		867		341		
5. 未払消費税等	※3	34		122		96		
6. 受託業務前受金		5,509		13,123		11,915		
7. 前受金		4,646		2,083		3,051		
8. 賞与引当金		1,004		1,147		911		
9. 回数通行券払戻引 当金		3,776		2,470		3,326		
10. ハイウェイカード 損失補填引当金		2		0		1		
11. その他	※4	612		997		713		
流動負債合計		32,408	18.0	47,548	20.8	55,750	24.0	
II 固定負債								
1. 道路建設関係社債	※1	6,295		23,798		23,792		
2. 道路建設関係長期 借入金		89,540		106,351		102,783		
3. 長期借入金		9,139		6,527		7,833		
4. 繰延税金負債		—		81		81		
5. 退職給付引当金		17,666		17,264		17,508		
6. 役員退職慰労引当 金		13		31		22		
7. マイレージ割引引 当金		473		668		574		
8. その他		955		982		980		
固定負債合計		124,083	69.1	155,706	68.1	153,577	66.1	
負債合計		156,492	87.1	203,254	88.9	209,328	90.1	
(純資産の部)								
I 株主資本								
1. 資本金		10,000	5.6	10,000	4.4	10,000	4.3	
2. 資本剰余金		10,000	5.6	10,000	4.4	10,000	4.3	
3. 利益剰余金		3,205	1.7	5,476	2.3	2,897	1.3	
株主資本合計		23,205	12.9	25,476	11.1	22,897	9.9	
純資産合計		23,205	12.9	25,476	11.1	22,897	9.9	
負債純資産合計		179,698	100.0	228,731	100.0	232,225	100.0	

②【中間連結損益計算書】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)		百分比 (%)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)		百分比 (%)	前連結会計年度の 要約連結損益計算書 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)		百分比 (%)
		金額 (百万円)			金額 (百万円)			金額 (百万円)		
I 営業収益			91,412	100.0		91,380	100.0		188,553	100.0
II 営業費用										
1. 道路資産賃借料		70,342			69,994			140,688		
2. 高速道路等事業管理費及び売上原価		15,804			16,332			40,161		
3. 販売費及び一般管理費	※1	2,375	88,522	96.8	2,826	89,153	97.6	5,565	186,414	98.9
営業利益			2,889	3.2		2,227	2.4		2,138	1.1
III 営業外収益										
1. 受取利息		24			31			72		
2. 解約違約金収入		53			—			91		
3. 土地物件貸付料		25			0			46		
4. 原因者負担収入		9			5			17		
5. 負ののれん償却		—			93			—		
6. その他		39	152	0.1	62	193	0.2	90	318	0.2
IV 営業外費用										
1. 支払利息		79			85			167		
2. ハイウェイカード 払戻損失		24			4			28		
3. その他		13	116	0.1	33	123	0.1	26	222	0.1
経常利益			2,925	3.2		2,296	2.5		2,234	1.2
V 特別利益										
1. 固定資産売却益	※2	37			193			717		
2. 回数通行券払戻引 当金戻入益		—			802			388		
3. 貸倒引当金戻入益		—	37	0.0	1	997	1.1	—	1,105	0.6
VI 特別損失										
1. 固定資産売却損	※3	0			0			30		
2. 固定資産除却費	※4	0			2			230		
3. 減損損失	※5	—			—			14		
4. 臨時償却費		—			—			240		
5. 早期退職加算金		—			—			181		
6. 過年度役員退職慰 労引当金繰入額		5			—			5		
7. 過年度消費税等		—	6	0.0	—	3	0.0	96	800	0.4
税金等調整前中間 (当期) 純利益			2,956	3.2		3,291	3.6		2,539	1.4
法人税、住民税及 び事業税		978			773			825		
法人税等調整額		△33	945	1.0	△61	712	0.8	10	836	0.5
中間(当期)純利益			2,010	2.2		2,578	2.8		1,702	0.9

③【中間連結株主資本等変動計算書】

前中間連結会計期間（自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
平成18年3月31日残高（百万円）	10,000	10,000	1,194	21,194
中間連結会計期間中の変動額				
中間純利益（百万円）	—	—	2,010	2,010
中間連結会計期間中の変動額合計（百万円）	—	—	2,010	2,010
平成18年9月30日残高（百万円）	10,000	10,000	3,205	23,205

当中間連結会計期間（自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
平成19年3月31日残高（百万円）	10,000	10,000	2,897	22,897
中間連結会計期間中の変動額				
中間純利益（百万円）	—	—	2,578	2,578
中間連結会計期間中の変動額合計（百万円）	—	—	2,578	2,578
平成19年9月30日残高（百万円）	10,000	10,000	5,476	25,476

前連結会計年度の連結株主資本等変動計算書（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
平成18年3月31日残高（百万円）	10,000	10,000	1,194	21,194
連結会計年度中の変動額				
当期純利益（百万円）	—	—	1,702	1,702
連結会計年度中の変動額合計（百万円）	—	—	1,702	1,702
平成19年3月31日残高（百万円）	10,000	10,000	2,897	22,897

④【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

		前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度の要約連 結キャッシュ・フロー計 算書 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
区分	注記 番号	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)
I 営業活動によるキャッ シュ・フロー				
税金等調整前中間 (当期) 純利益		2,956	3,291	2,539
減損損失		—	—	14
臨時償却費		—	—	240
減価償却費		2,183	2,529	4,632
負ののれんの償却額		—	△93	—
貸倒引当金の増減額		6	48	△2
退職給付引当金の増 減額		△319	△294	△477
役員退職慰労引当金 の増減額		13	4	22
賞与引当金の増減額		113	169	20
回数通行券払戻引当 金の増減額		△91	△856	△541
ハイウェイカード損 失補填引当金の増減 額		△3	△1	△4
マイレージ割引引当 金の増減額		186	93	286
受取利息		△24	△31	△72
支払利息		79	85	167
固定資産売却損		0	0	30
固定資産売却益		△37	△193	△717
固定資産除却費		70	13	292
売上債権の増減額		△1,447	3,009	△7,918
たな卸資産の増減額	※2	△13,176	△14,844	△47,436
仕入債務の増減額		△3,939	△14,528	9,699
未払(未収)消費税 等の増減額		154	1,141	△616
その他		423	△103	2,543
小計		△12,853	△20,558	△37,296
利息及び配当金の受 取額		21	28	72
利息の支払額		△602	△707	△1,301
法人税等の支払額		△2,006	△372	△2,934
法人税等の還付額		—	435	—
営業活動によるキャッ シュ・フロー		△15,441	△21,174	△41,460

		前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度の要約連 結キャッシュ・フロー計 算書 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
区分	注記 番号	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)
II 投資活動によるキャッ シュ・フロー				
固定資産の取得によ る支出		△4,047	△1,843	△5,487
固定資産の売却によ る収入		112	485	1,115
固定資産の撤去によ る支出		—	—	△14
投資有価証券の取得 による支出		△4	—	△4
定期預金の預入れに よる支出		—	—	△100
定期預金の解約によ る収入		—	—	100
連結範囲の変更を伴 う子会社株式の取得 による収入		—	41	—
事業の譲受による収 入		—	150	—
投資活動によるキャッ シュ・フロー		△3,938	△1,166	△4,389
III 財務活動によるキャッ シュ・フロー				
短期借入金の純増減		800	—	—
長期借入による収入		11,200	10,950	29,900
長期借入金の返済に よる支出	※2	△505	△1,405	△2,649
道路建設関係社債の 発行による収入		—	—	17,438
財務活動によるキャッ シュ・フロー		11,495	9,545	44,689
IV 現金及び現金同等物の 増減額		△7,884	△12,795	△1,161
V 現金及び現金同等物の 期首残高		35,135	33,973	35,135
VI 現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高	※1	27,250	21,177	33,973

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>1. 連結の範囲に関する事項</p> <p>(1) 連結子会社の数 2社 連結子会社の名称 阪神高速サービス㈱ 阪神高速技術㈱</p> <p>(2) 主要な非連結子会社の名称等 ㈱高速道路開発 ㈱ペイフレンド ㈱エイチエイチエス (連結範囲から除いた理由) 非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、中間純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも中間連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないためであります。</p>	<p>1. 連結の範囲に関する事項</p> <p>(1) 連結子会社の数 3社 連結子会社の名称 阪神高速サービス㈱ 阪神高速技術㈱ 阪神高速パトロール㈱</p> <p>なお、阪神高速パトロール㈱については、平成19年4月1日付で株式の100%を取得したため、当中間連結会計期間より連結の範囲に含めております。</p> <p>(2) 主要な非連結子会社の名称等 ㈱高速道路開発 ㈱ペイフレンド ㈱エイチエイチエス (連結範囲から除いた理由) 同左</p>	<p>1. 連結の範囲に関する事項</p> <p>(1) 連結子会社の数 2社 連結子会社の名称 阪神高速サービス㈱ 阪神高速技術㈱</p> <p>(2) 主要な非連結子会社の名称等 ㈱高速道路開発 ㈱ペイフレンド ㈱エイチエイチエス (連結範囲から除いた理由) 非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないためであります。</p>
<p>2. 持分法の適用に関する事項</p> <p>持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社 (主要な会社名) 非連結子会社 ㈱高速道路開発 ㈱ペイフレンド ㈱エイチエイチエス 関連会社 ㈱グローウェイ (持分法を適用しない理由) 非連結子会社及び関連会社は、いずれも中間純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないためであります。</p>	<p>2. 持分法の適用に関する事項</p> <p>同左</p> <p>(持分法を適用しない理由) 同左</p>	<p>2. 持分法の適用に関する事項</p> <p>同左</p> <p>(持分法を適用しない理由) 非連結子会社及び関連会社は、いずれも当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないためであります。</p>
<p>3. 連結子会社の中間決算日等に関する事項</p> <p>全ての連結子会社の中間決算日は、中間連結決算日と一致しております。</p>	<p>3. 連結子会社の中間決算日等に関する事項</p> <p>連結子会社のうち、阪神高速パトロール㈱の中間決算日は6月30日であります。</p> <p>中間連結財務諸表の作成に当たって、当該会社については、中間連結決算日現在で実施した仮決算に基づく中間財務諸表を使用しております。</p>	<p>3. 連結子会社の事業年度等に関する事項</p> <p>全ての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。</p>

<p>前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)</p>	<p>当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)</p>	<p>前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>												
<p>4. 会計処理基準に関する事項</p> <p>(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法 たな卸資産 仕掛道路資産 個別法による原価法を採用しています。</p> <p>なお、仕掛道路資産の取得原価は、建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に労務費・人件費等のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用等資産の取得に要した費用の額を加えた額としております。</p> <p>また、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは建設価額に算入しております。</p> <p>その他たな卸資産 主として個別法による原価法を採用しております。</p> <p>(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法</p> <p>① 有形固定資産 当社は定額法、連結子会社は定率法（但し、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備は除く）は定額法）を採用しております。</p> <p>なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <table border="0" data-bbox="255 1081 542 1168"> <tr> <td>建物及び構築物</td> <td>5～60年</td> </tr> <tr> <td>機械設備及び運搬具</td> <td>5～17年</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>5～10年</td> </tr> </table> <p>また、阪神高速道路公団から承継した資産については、上記耐用年数を基にした中古資産の耐用年数によっております。</p> <p>② 無形固定資産 定額法を採用しております。</p> <p>なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。</p> <p>(3) 重要な繰延資産の処理方法</p> <p>① 道路建設関係社債発行費 支出時に全額費用処理しております。</p>	建物及び構築物	5～60年	機械設備及び運搬具	5～17年	その他	5～10年	<p>4. 会計処理基準に関する事項</p> <p>(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法 たな卸資産 仕掛道路資産 同左</p> <p>その他たな卸資産 同左</p> <p>(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法</p> <p>① 有形固定資産 同左</p> <p>(会計方針の変更)</p> <p>当社及び国内連結子会社は、法人税法の改正に伴い、当中間連結会計期間より、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。</p> <p>これにより損益に与える影響は軽微であります。</p> <p>② 無形固定資産 同左</p> <p>(3) 重要な繰延資産の処理方法</p> <p>① 道路建設関係社債発行費 同左</p>	<p>4. 会計処理基準に関する事項</p> <p>(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法 たな卸資産 仕掛道路資産 同左</p> <p>その他たな卸資産 同左</p> <p>(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法</p> <p>① 有形固定資産 当社は定額法、連結子会社は定率法（但し、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備は除く）は定額法）を採用しております。</p> <p>なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <table border="0" data-bbox="1117 1081 1404 1168"> <tr> <td>建物及び構築物</td> <td>5～60年</td> </tr> <tr> <td>機械設備及び運搬具</td> <td>5～17年</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>5～10年</td> </tr> </table> <p>また、阪神高速道路公団から承継した資産については、上記耐用年数を基にした中古資産の耐用年数によっております。</p> <p>② 無形固定資産 定額法を採用しております。</p> <p>なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。</p> <p>(3) 重要な繰延資産の処理方法</p> <p>① 道路建設関係社債発行費 同左</p>	建物及び構築物	5～60年	機械設備及び運搬具	5～17年	その他	5～10年
建物及び構築物	5～60年													
機械設備及び運搬具	5～17年													
その他	5～10年													
建物及び構築物	5～60年													
機械設備及び運搬具	5～17年													
その他	5～10年													

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>(4) 重要な引当金の計上基準</p> <p>① 貸倒引当金 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率に基づき、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>② 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当中間連結会計期間の負担額を計上しております。</p> <p>③ 回数通行券払戻引当金 回数通行券の廃止に伴う払戻に備えるため、販売実績、使用実績及び払戻実績等に基づいて算出した発生見込額を計上しております。</p> <p>④ ハイウェイカード損失補填引当金 ハイウェイカードの偽造被害に伴い、券種毎に販売額を超えての利用又は払戻請求により発生する損失に備えるため、過去の実績に基づいて算出した発生見込額を計上しております。</p> <p>⑤ 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>なお、過去勤務債務は、その発生時に一括費用処理することとしており、数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生年度の翌期から費用処理することとしております。</p> <p>また、連結子会社においては、退職給付債務の見込額は簡便法（退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）を採用しております。</p>	<p>(4) 重要な引当金の計上基準</p> <p>① 貸倒引当金 同左</p> <p>② 賞与引当金 同左</p> <p>③ 回数通行券払戻引当金 同左</p> <p>④ ハイウェイカード損失補填引当金 同左</p> <p>⑤ 退職給付引当金 同左</p>	<p>(4) 重要な引当金の計上基準</p> <p>① 貸倒引当金 同左</p> <p>② 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。</p> <p>③ 回数通行券払戻引当金 同左</p> <p>④ ハイウェイカード損失補填引当金 同左</p> <p>⑤ 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。</p> <p>なお、過去勤務債務は、その発生時に一括費用処理することとしており、数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生年度の翌期から費用処理することとしております。</p> <p>また、連結子会社においては、退職給付債務の見込額は簡便法（退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）を採用しております。</p>

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>⑥ 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく中間連結会計期間末支給額を計上しております。</p> <p>(追加情報) 当社において、役員退職慰労金規程が制定されたことにより、当中間連結会計期間より、内規に基づく中間連結会計期間末支給額を役員退職慰労引当金として計上しております。</p> <p>これにより、当中間連結会計期間の発生額の内5百万円を販売費及び一般管理費に、1百万円を仕掛道路資産に計上し、過年度分相当額5百万円を特別損失に計上しております。</p> <p>この結果、営業利益及び経常利益は5百万円、税金等調整前中間純利益は11百万円減少しております。</p> <p>⑦ マイレージ割引引当金 ETCマイレージサービス制度による高速道路通行料金割引に備えるため、マイレージポイント発生見込額を計上しております。</p> <p>(5) 重要なリース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>(6) その他中間連結財務諸表作成のための重要な事項 ① 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。 ② 収益及び費用の計上基準 完成工事高の計上基準 道路資産完成高及び受託事業収入の計上には、工事完成基準を適用しております。</p>	<p>⑥ 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく中間連結会計期間末支給額を計上しております。</p> <p>⑦ マイレージ割引引当金 同左</p> <p>(5) 重要なリース取引の処理方法 同左</p> <p>(6) その他中間連結財務諸表作成のための重要な事項 ① 消費税等の会計処理 同左 ② 収益及び費用の計上基準 同左</p>	<p>⑥ 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末支給額を計上しております。</p> <p>(追加情報) 当社グループにおいて、役員退職慰労金規程が制定されたことにより、当連結会計年度より、内規に基づく連結会計年度末支給額を役員退職慰労引当金として計上しております。</p> <p>これにより、当連結会計年度の発生額の内0百万円を高速道路等事業管理費及び売上原価に、5百万円を仕掛道路資産に、11百万円を販売費及び一般管理費に計上し、過年度分相当額5百万円を特別損失に計上しております。</p> <p>この結果、営業利益及び経常利益は12百万円、税金等調整前当期純利益は17百万円減少しております。</p> <p>⑦ マイレージ割引引当金 同左</p> <p>(5) 重要なリース取引の処理方法 同左</p> <p>(6) その他連結財務諸表作成のための重要な事項 ① 消費税等の会計処理 同左 ② 収益及び費用の計上基準 同左</p>
<p>5. 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。</p>	<p>5. 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 同左</p>	<p>5. 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 同左</p>

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

<p>前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)</p>	<p>当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)</p>	<p>前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>
<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等)</p> <p>当中間連結会計期間から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。</p> <p>なお、従来の「資本の部」の合計に相当する金額は23,205百万円であります。</p> <p>(繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い)</p> <p>当中間連結会計期間から、「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」(企業会計基準委員会 平成18年8月11日実務対応報告第19号)を適用しております。</p> <p>これによる損益に与える影響はありません。</p> <p>なお、前連結会計年度において繰延資産に含めておりました道路建設関係社債発行差金44百万円は、当中間連結会計期間から道路建設関係社債から控除して表示しております。</p> <p>(金融商品に関する会計基準等)</p> <p>当中間連結会計期間より、改正後の「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準委員会 最終改正平成18年8月11日 企業会計基準第10号)及び「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会 最終改正平成18年10月20日 会計制度委員会報告第14号)を適用しております。</p> <p>これによる経常利益、税金等調整前中間純利益に与える影響はありません。</p>	<p>—————</p>	<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等)</p> <p>当連結会計年度から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。</p> <p>なお、従来の「資本の部」の合計に相当する金額は22,897百万円であります。</p> <p>(繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い)</p> <p>当連結会計年度から、「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」(企業会計基準委員会 平成18年8月11日実務対応報告第19号)を適用しております。</p> <p>これによる損益に与える影響はありません。</p> <p>なお、道路建設関係社債発行差金107百万円は、当連結会計年度から道路建設関係社債から控除して表示しております。</p> <p>(金融商品に関する会計基準等)</p> <p>当連結会計年度より、改正後の「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準委員会 最終改正平成18年8月11日 企業会計基準第10号)及び「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会 最終改正平成18年10月20日 会計制度委員会報告第14号)を適用しております。</p> <p>これによる経常利益、税金等調整前当期純利益に与える影響はありません。</p>

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	前連結会計年度末 (平成19年3月31日)
<p>※1 担保資産及び担保付債務 高速道路株式会社法第8条の規定に基づき、当社の総財産を道路建設関係社債6,295百万円(額面6,340百万円)の一般担保に供しております。</p> <p>2 偶発債務 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構の保有する債券等に対して、次のとおり債務保証を行っております。</p> <p>(1) 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が阪神高速道路公団から承継した債券(国が保有している債券を除く。)に係る債務については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。</p> <p>(独) 日本高速道路保有・債務返済機構 1,247,340百万円</p> <p>(2) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した額のうち、以下の金額については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。</p> <p>(独) 日本高速道路保有・債務返済機構 13,529百万円</p> <p>なお、上記引き渡しにより、当中間連結会計期間において道路建設関係長期借入金が505百万円減少しております。</p> <p>※3 消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は当社及び連結子会社毎に相殺のうえ、未収消費税等及び未払消費税等として表示しております。</p> <p>※4 _____</p>	<p>※1 担保資産及び担保付債務 高速道路株式会社法第8条の規定に基づき、当社の総財産を道路建設関係社債23,798百万円(額面23,900百万円)の一般担保に供しております。</p> <p>2 偶発債務 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構の保有する債券等に対して、次のとおり債務保証を行っております。</p> <p>(1) 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が阪神高速道路公団から承継した債券(国が保有している債券を除く。)に係る債務については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。</p> <p>(独) 日本高速道路保有・債務返済機構 960,400百万円</p> <p>(2) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した額のうち、以下の金額については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。</p> <p>(独) 日本高速道路保有・債務返済機構 17,078百万円</p> <p>なお、上記引き渡しにより、当中間連結会計期間において道路建設関係長期借入金1,405百万円減少しております。</p> <p>※3 消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は当社及び連結子会社毎に相殺のうえ、未払消費税等として表示しております。</p> <p>※4 企業結合に係る特定勘定 当社の連結子会社である阪神高速サービス㈱が、社団法人阪神有料道路サービス協会からスルーウェイカード提携事業及び広報受託事業を譲り受けたのに伴い、譲受時に見込まれた広告宣伝費支出見込額136百万円が、企業結合に係る特定勘定として、流動負債「その他」に計上されております。</p>	<p>※1 担保資産及び担保付債務 高速道路株式会社法第8条の規定に基づき、当社の総財産を道路建設関係社債23,792百万円(額面23,900百万円)の一般担保に供しております。</p> <p>2 偶発債務 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構の保有する債券等に対して、次のとおり債務保証を行っております。</p> <p>(1) 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が阪神高速道路公団から承継した債券(国が保有している債券を除く。)に係る債務については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。</p> <p>(独) 日本高速道路保有・債務返済機構 1,029,100百万円</p> <p>(2) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した額のうち、以下の金額については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。</p> <p>(独) 日本高速道路保有・債務返済機構 15,673百万円</p> <p>なお、上記引き渡しにより道路建設関係長期借入金2,649百万円減少しております。</p> <p>※3 _____</p> <p>※4 _____</p>

(中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)								
※1 販売費及び一般管理費のうち、主要な 費目及び金額は次のとおりであります。 給与手当 437百万円 減価償却費 227百万円 利用促進費 536百万円 賞与引当金繰入額 105百万円 退職給付費用 90百万円 役員退職慰労引当金繰 入額 5百万円 マイレージ割引引当金 繰入額 473百万円	※1 販売費及び一般管理費のうち、主要な 費目及び金額は次のとおりであります。 給与手当 370百万円 減価償却費 251百万円 利用促進費 479百万円 賞与引当金繰入額 148百万円 退職給付費用 76百万円 役員退職慰労引当金繰 入額 4百万円 マイレージ割引引当金 繰入額 668百万円	※1 販売費及び一般管理費のうち、主要な 費目及び金額は次のとおりであります。 給与手当 821百万円 修繕費 209百万円 調査費 352百万円 減価償却費 454百万円 利用促進費 1,044百万円 賞与引当金繰入額 112百万円 退職給付費用 499百万円 役員退職慰労引当金繰 入額 11百万円 マイレージ割引引当金 繰入額 1,048百万円 貸倒引当金繰入額 0百万円								
※2 固定資産売却益の内容は次のとおりで あります。 土地 37百万円	※2 固定資産売却益の内容は次のとおりで あります。 土地 193百万円	※2 固定資産売却益の内容は次のとおりで あります。 土地 717百万円								
※3 固定資産売却損の内容は次のとおりで あります。 土地 0百万円	※3 固定資産売却損の内容は次のとおりで あります。 土地 0百万円	※3 固定資産売却損の内容は次のとおりで あります。 建物及び構築物 30百万円 土地 0百万円 計 30百万円								
※4 固定資産除却費の内容は次のとおりで あります。 その他(工具器具備品) 0百万円	※4 固定資産除却費の内容は次のとおりで あります。 機械装置 2百万円 その他(工具器具備品) 0百万円 計 2百万円	※4 固定資産除却費の内容は次のとおりで あります。 建物及び構築物 72百万円 機械装置及び運搬具 100百万円 その他 57百万円 計 230百万円								
※5 _____	※5 _____	※5 減損損失 当連結会計年度において、当社グループ は以下の資産グループについて減損損失を 計上いたしました。 <table border="1" data-bbox="1029 1233 1428 1327"> <thead> <tr> <th>用途</th> <th>種類</th> <th>場所</th> <th>計上額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>遊休不動 産</td> <td>土地</td> <td>兵庫県川 西市ほか</td> <td>14百万円</td> </tr> </tbody> </table> (資産のグルーピング) 資産のグルーピングは管理会計上の区分を 基礎として以下のように決定しております。 <p>① 高速道路事業に使用している固定資産 は、すべての資産が一体となってキャッシ ュ・フローを生成していることから、全体 を一つの資産グループとしております。</p> <p>② ①以外の事業用固定資産については、原 則として事業管理単位毎としております。</p> <p>③ それ以外の固定資産については、原則と して個別の資産毎としております。</p> (減損損失を認識するに至った経緯) 将来の使用が見込まれていない遊休の土地 に関して、帳簿価額を回収可能価額まで減額 し、当該減少額を減損損失として特別損失に 計上しております。 (回収可能価額の算定方法) 正味売却価額をもって回収可能価額を測定 しており、正味売却価額は当該遊休資産の売 却予定額に基づいて評価しております。	用途	種類	場所	計上額	遊休不動 産	土地	兵庫県川 西市ほか	14百万円
用途	種類	場所	計上額							
遊休不動 産	土地	兵庫県川 西市ほか	14百万円							

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末株式数 (千株)	当中間連結会計期間増加株式数 (千株)	当中間連結会計期間減少株式数 (千株)	当中間連結会計期間末株式数 (千株)
普通株式	20,000	—	—	20,000

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末株式数 (千株)	当中間連結会計期間増加株式数 (千株)	当中間連結会計期間減少株式数 (千株)	当中間連結会計期間末株式数 (千株)
普通株式	20,000	—	—	20,000

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末株式数 (千株)	当連結会計年度増加株式数 (千株)	当連結会計年度減少株式数 (千株)	当連結会計年度末株式数 (千株)
普通株式	20,000	—	—	20,000

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)												
<p>※1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成18年9月30日現在)</p> <table border="0"> <tr> <td>現金及び預金勘定</td> <td style="text-align: right;">27,250百万円</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td style="text-align: right;">27,250百万円</td> </tr> </table> <p>※2 債務引受けによる道路建設関係長期借入金の減少額 中間連結損益計算書に計上されている道路資産完成高は、資金により回収されず、当社において計上している道路建設関係長期借入金が、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に債務引受けされることにより回収されることとなります。 しかしながら、営業活動によるキャッシュ・フロー及び財務活動によるキャッシュ・フローを、より経営実態に即した適正な表示とするため、中間連結キャッシュ・フロー計算書上、道路資産完成高は一旦資金により回収され、回収された資金をもって道路建設関係長期借入金を返済しているものとみなしております。</p>	現金及び預金勘定	27,250百万円	現金及び現金同等物	27,250百万円	<p>※1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成19年9月30日現在)</p> <table border="0"> <tr> <td>現金及び預金勘定</td> <td style="text-align: right;">21,177百万円</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td style="text-align: right;">21,177百万円</td> </tr> </table> <p>※2 債務引受けによる道路建設関係長期借入金の減少額 営業活動によるキャッシュ・フロー、たな卸資産の増減額△14,844百万円には、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条第1項により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に帰属したたな卸資産の額172百万円が含まれ、また、財務活動によるキャッシュ・フロー、長期借入金の返済による支出△1,405百万円には、同項の規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が行った債務引受の額1,405百万円が含まれております。</p>	現金及び預金勘定	21,177百万円	現金及び現金同等物	21,177百万円	<p>※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成19年3月31日現在)</p> <table border="0"> <tr> <td>現金及び預金勘定</td> <td style="text-align: right;">33,973百万円</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td style="text-align: right;">33,973百万円</td> </tr> </table> <p>※2 債務引受けによる道路建設関係長期借入金の減少額 営業活動によるキャッシュ・フロー、たな卸資産の増減額△47,436百万円には、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条第1項により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に帰属したたな卸資産の額3,564百万円が含まれ、また、財務活動によるキャッシュ・フロー、長期借入金の返済による支出△2,649百万円には、同項の規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が行った債務引受の額2,649百万円が含まれております。</p>	現金及び預金勘定	33,973百万円	現金及び現金同等物	33,973百万円
現金及び預金勘定	27,250百万円													
現金及び現金同等物	27,250百万円													
現金及び預金勘定	21,177百万円													
現金及び現金同等物	21,177百万円													
現金及び預金勘定	33,973百万円													
現金及び現金同等物	33,973百万円													

(リース取引関係)

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)																																																																																																		
<p>(借主側)</p> <p>1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (百万円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (百万円)</th> <th>中間期末残高相当額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>その他 (工具器具備品)</td> <td>20</td> <td>3</td> <td>17</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>20</td> <td>3</td> <td>17</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 未経過リース料中間期末残高相当額</p> <table> <tbody> <tr> <td>1年以内</td> <td>3百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>13百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>17百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>③ 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額</p> <table> <tbody> <tr> <td>支払リース料</td> <td>2百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>2百万円</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td>0百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>④ 減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法</p> <p>減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p> <p>利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については利息法によっております。</p> <p>2 オペレーティング・リース取引 道路資産の未経過リース料</p> <table> <tbody> <tr> <td>1年以内</td> <td>147,351百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>9,032,970百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>9,180,321百万円</td> </tr> </tbody> </table>		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)	その他 (工具器具備品)	20	3	17	合計	20	3	17	1年以内	3百万円	1年超	13百万円	合計	17百万円	支払リース料	2百万円	減価償却費相当額	2百万円	支払利息相当額	0百万円	1年以内	147,351百万円	1年超	9,032,970百万円	合計	9,180,321百万円	<p>(借主側)</p> <p>1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (百万円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (百万円)</th> <th>中間期末残高相当額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>その他 (工具器具備品)</td> <td>74</td> <td>21</td> <td>52</td> </tr> <tr> <td>ソフトウェア</td> <td>22</td> <td>5</td> <td>17</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>96</td> <td>27</td> <td>69</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 未経過リース料中間期末残高相当額</p> <table> <tbody> <tr> <td>1年以内</td> <td>19百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>54百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>74百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>③ 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額</p> <table> <tbody> <tr> <td>支払リース料</td> <td>13百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>10百万円</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td>5百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>④ 減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法</p> <p>減価償却費相当額の算定方法 同左</p> <p>利息相当額の算定方法 同左</p> <p>2 オペレーティング・リース取引 道路資産の未経過リース料</p> <table> <tbody> <tr> <td>1年以内</td> <td>147,308百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>8,885,656百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>9,032,964百万円</td> </tr> </tbody> </table>		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)	その他 (工具器具備品)	74	21	52	ソフトウェア	22	5	17	合計	96	27	69	1年以内	19百万円	1年超	54百万円	合計	74百万円	支払リース料	13百万円	減価償却費相当額	10百万円	支払利息相当額	5百万円	1年以内	147,308百万円	1年超	8,885,656百万円	合計	9,032,964百万円	<p>(借主側)</p> <p>1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (百万円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (百万円)</th> <th>期末残高相当額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>その他 (工具器具備品)</td> <td>51</td> <td>8</td> <td>42</td> </tr> <tr> <td>ソフトウェア</td> <td>22</td> <td>2</td> <td>19</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>73</td> <td>11</td> <td>62</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 未経過リース料期末残高相当額</p> <table> <tbody> <tr> <td>1年以内</td> <td>14百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>50百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>65百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>③ 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額</p> <table> <tbody> <tr> <td>支払リース料</td> <td>13百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>10百万円</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td>5百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>④ 減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法</p> <p>減価償却費相当額の算定方法 同左</p> <p>利息相当額の算定方法 同左</p> <p>2 オペレーティング・リース取引 道路資産の未経過リース料</p> <table> <tbody> <tr> <td>1年以内</td> <td>147,020百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>8,959,438百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>9,106,458百万円</td> </tr> </tbody> </table>		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)	その他 (工具器具備品)	51	8	42	ソフトウェア	22	2	19	合計	73	11	62	1年以内	14百万円	1年超	50百万円	合計	65百万円	支払リース料	13百万円	減価償却費相当額	10百万円	支払利息相当額	5百万円	1年以内	147,020百万円	1年超	8,959,438百万円	合計	9,106,458百万円
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)																																																																																																	
その他 (工具器具備品)	20	3	17																																																																																																	
合計	20	3	17																																																																																																	
1年以内	3百万円																																																																																																			
1年超	13百万円																																																																																																			
合計	17百万円																																																																																																			
支払リース料	2百万円																																																																																																			
減価償却費相当額	2百万円																																																																																																			
支払利息相当額	0百万円																																																																																																			
1年以内	147,351百万円																																																																																																			
1年超	9,032,970百万円																																																																																																			
合計	9,180,321百万円																																																																																																			
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)																																																																																																	
その他 (工具器具備品)	74	21	52																																																																																																	
ソフトウェア	22	5	17																																																																																																	
合計	96	27	69																																																																																																	
1年以内	19百万円																																																																																																			
1年超	54百万円																																																																																																			
合計	74百万円																																																																																																			
支払リース料	13百万円																																																																																																			
減価償却費相当額	10百万円																																																																																																			
支払利息相当額	5百万円																																																																																																			
1年以内	147,308百万円																																																																																																			
1年超	8,885,656百万円																																																																																																			
合計	9,032,964百万円																																																																																																			
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)																																																																																																	
その他 (工具器具備品)	51	8	42																																																																																																	
ソフトウェア	22	2	19																																																																																																	
合計	73	11	62																																																																																																	
1年以内	14百万円																																																																																																			
1年超	50百万円																																																																																																			
合計	65百万円																																																																																																			
支払リース料	13百万円																																																																																																			
減価償却費相当額	10百万円																																																																																																			
支払利息相当額	5百万円																																																																																																			
1年以内	147,020百万円																																																																																																			
1年超	8,959,438百万円																																																																																																			
合計	9,106,458百万円																																																																																																			

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>(注) 1. 道路資産の未経過リース料の金額は変動する場合があります。当社及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構は、道路資産の貸付料を含む協定について、おおむね5年ごとに検討を加え、必要がある場合には、相互にその変更を申し出ることができることとされています。ただし、道路資産の貸付料を含む協定が独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第17条に規定する基準に適合しなくなった場合等、業務等の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生ずるおそれがある場合には、上記の年限に関わらず、相互にその変更を申し出ることができることとされています。</p> <p>2. 道路資産の貸付料は、実績料金収入が、計画料金収入に計画料金収入の変動率に相当する金額を加えた金額(加算基準額)を超えた場合、当該超過額(実績料金収入-加算基準額)が加算されることとなっております。また、実績料金収入が、計画料金収入から計画料金収入の変動率に相当する金額を減じた金額(減算基準額)に足りない場合、当該不足額(減算基準額-実績料金収入)が減算されることとなっております。</p>	<p>(注) 1. 同左</p> <p>2. 同左</p>	<p>(注) 1. 同左</p> <p>2. 同左</p>

(有価証券関係)

前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日現在)

時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額

その他有価証券

非上場株式	4百万円
計	4百万円

当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日現在)

時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額

その他有価証券

非上場株式	4百万円
計	4百万円

前連結会計年度末 (平成19年3月31日現在)

時価評価されていない主な有価証券の内容及び連結貸借対照表計上額

その他有価証券

非上場株式	4百万円
計	4百万円

(デリバティブ取引関係)

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

デリバティブ取引を利用していないため、該当事項はありません。

当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

デリバティブ取引を利用していないため、該当事項はありません。

前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

デリバティブ取引を利用していないため、該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

該当事項はありません。

当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

該当事項はありません。

前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

該当事項はありません。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前中間連結会計期間（自平成18年4月1日 至平成18年9月30日）

	高速道路事業 (百万円)	受託事業 (百万円)	その他の事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高						
(1) 外部顧客に対する 売上高	90,724	—	687	91,412	—	91,412
(2) セグメント間の内 部売上高	3	—	40	43	△43	—
計	90,727	—	728	91,455	△43	91,412
営業費用	88,041	7	517	88,566	△43	88,522
営業利益又は営業損失 (△)	2,685	△7	211	2,889	—	2,889

(注) 1. 事業区分の方法 事業内容の種類、類似性を考慮して区分しております。

2. 各事業区分の主要な内容

事業	主要内容
高速道路事業	高速道路の新設、改築、修繕、災害復旧その他の管理等
受託事業	国、地方公共団体等の委託に基づく道路の新設、改築、維持等及びその他委託に基づく事業等
その他の事業	休憩施設の運営、駐車場施設の運営、不動産賃貸等

当中間連結会計期間（自平成19年4月1日 至平成19年9月30日）

	高速道路事業 (百万円)	受託事業 (百万円)	その他の事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高						
(1) 外部顧客に対する 売上高	90,658	—	721	91,380	—	91,380
(2) セグメント間の内 部売上高	—	—	—	—	—	—
計	90,658	—	721	91,380	—	91,380
営業費用	88,677	25	450	89,153	—	89,153
営業利益又は営業損失 (△)	1,981	△25	271	2,227	—	2,227

(注) 1. 事業区分の方法 事業内容の種類、類似性を考慮して区分しております。

2. 各事業区分の主要な内容

事業	主要内容
高速道路事業	高速道路の新設、改築、修繕、災害復旧その他の管理等
受託事業	国、地方公共団体等の委託に基づく道路の新設、改築、維持等及びその他委託に基づく事業等
その他の事業	休憩施設の運営、駐車場施設の運営、不動産賃貸等

前連結会計年度（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）

	高速道路事業 (百万円)	受託事業 (百万円)	その他の事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高						
(1) 外部顧客に対する 売上高	186,850	288	1,414	188,553	—	188,553
(2) セグメント間の内 部売上高	24	—	179	204	△204	—
計	186,875	288	1,594	188,757	△204	188,553
営業費用	185,080	331	1,207	186,619	△204	186,414
営業利益又は営業損失 (△)	1,795	△43	386	2,138	—	2,138

(注) 1. 事業区分の方法 事業内容の種類、類似性を考慮して区分しております。

2. 各事業区分の主要な内容

事業	主要内容
高速道路事業	高速道路の新設、改築、修繕、災害復旧その他の管理等
受託事業	国、地方公共団体等の委託に基づく道路の新設、改築、維持等及びその他委託に基づく事業等
その他の事業	休憩施設の運営、駐車場施設の運営、不動産賃貸等

【所在地別セグメント情報】

前中間連結会計期間（自平成18年4月1日 至平成18年9月30日）

本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び在外支店がないため、該当事項はありません。

当中間連結会計期間（自平成19年4月1日 至平成19年9月30日）

本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び在外支店がないため、該当事項はありません。

前連結会計年度（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）

本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び在外支店がないため、該当事項はありません。

【海外売上高】

前中間連結会計期間（自平成18年4月1日 至平成18年9月30日）

海外売上高がないため該当事項はありません。

当中間連結会計期間（自平成19年4月1日 至平成19年9月30日）

海外売上高がないため該当事項はありません。

前連結会計年度（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）

海外売上高がないため該当事項はありません。

(企業結合等関係)

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

該当事項はありません。

当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

当社の連結子会社である阪神高速サービス㈱は、社団法人阪神有料道路サービス協会との間で、同協会が収益事業として実施している全事業及び当該事業に係る資産及び負債並びにこれらに付随する一切の権利義務を譲り受ける事業譲受を平成19年4月1日に実施いたしました。

1 企業結合の理由

当社グループ内で、同協会が実施している収益事業を営むことにより、当社グループの経営効率化を推進することを目的として実施したものであります。

2 相手企業等の名称、取得した事業の内容

名称 社団法人阪神有料道路サービス協会

事業内容 スルーウェイカード提携事業、広報受託事業等

3 企業結合日

平成19年4月1日

4 企業結合の法的形式

社団法人阪神有料道路サービス協会から当社連結子会社である阪神高速サービス㈱に対する事業譲渡

5 結合後企業の名称

阪神高速サービス㈱

6 中間連結財務諸表に含まれている取得した事業の業績の期間

平成19年4月1日から平成19年9月30日まで

7 取得した事業の取得原価及びその内訳

本事業譲受は無償で実施いたしました。

8 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額、並びにその主な内訳

資産の額

流動資産 537百万円

固定資産 62百万円

合計 600百万円

負債の額

流動負債 286百万円

上記、譲受資産及び引受負債の差額314百万円については、企業結合に係る特定勘定として流動負債「その他」に計上しております。

前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1株当たり純資産額 1,160.28円 1株当たり中間純利益 金額 100.55円	1株当たり純資産額 1,273.81円 1株当たり中間純利益 金額 128.93円	1株当たり純資産額 1,144.87円 1株当たり当期純利益 金額 85.14円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり中間(当期)純利益金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

項目	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
中間(当期)純利益(百万円)	2,010	2,578	1,702
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	—	—	—
普通株式に係る中間(当期)純利益(百万円)	2,010	2,578	1,702
普通株式の期中平均株式数 (千株)	20,000	20,000	20,000

(重要な後発事象)

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>1. 早期退職支援特例制度の実施</p> <p>社員の早期退職を促進し、年齢構成を改善することにより組織の活性化を図るとともに、会社の合理的経営を推進するため、平成18年11月1日付にて「阪神高速道路株式会社社員早期退職支援特例制度規則」を制定し、早期退職支援特例制度を実施しました。</p> <p>(1) 対象者</p> <p>下記の条件に該当する社員</p> <p>① 平成18年7月1日現在で56歳以上58歳以下であること</p> <p>② 当社での勤続期間が30年以上であること</p> <p>(2) 申請期間</p> <p>平成18年11月1日から平成18年12月28日まで</p> <p>(3) 退職日</p> <p>原則として平成19年3月31日</p> <p>(4) 退職加算金</p> <p>「阪神高速道路株式会社社員退職手当支給規則」における退職手当及び本制度に基づく加算額を支給する。</p> <p>上記の結果、19名の応募があり、これをもって募集を締め切りました。</p> <p>なお、本制度実施に伴い発生する退職加算金は182百万円と見込まれ、平成19年3月期に特別損失として計上する予定であります。</p> <p>2. 株式取得に関する基本合意 (㈱阪神パトロール)</p> <p>当社は、当社の非連結子会社である㈱エイチエイチエス及び㈱コーベックスとの間で、当社の非連結子会社である㈱阪神パトロールの株式譲渡に関する基本合意書を平成19年2月8日付で締結しました。概要は次のとおりです。</p>	<p>1. _____</p> <p>2. _____</p>	<p>1. _____</p> <p>2. (㈱阪神パトロールに係る株式取得</p> <p>当社は、平成19年3月20日の取締役会において、当社の非連結子会社である㈱阪神パトロールの株式を取得することを決議し、平成19年4月1日付で同社株式を取得しました。</p>

<p>前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)</p>	<p>当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)</p>	<p>前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>
<p>(1) 株式取得の目的 阪神高速道路の交通管理業務にグループ経営を導入し、同業務の一層の効率化と業務品質の向上を推進するため、同業務の委託先である(株)阪神パトロールの全発行済株式を取得し、連結子会社化を図ることを目的としている。</p> <p>(2) 株式取得の相手会社の名称 (株)エイチエイチエス (株)コーベックス</p> <p>(3) 株式を取得する会社の名称、事業内容、規模 名称 : (株)阪神パトロール 事業内容 : 阪神高速道路の交通管理業務 規模 : 資本金 10百万円</p> <p>(4) 株式取得の時期 平成19年4月初を目途</p> <p>(5) 取得する株式の数、取得価額及び取得後の持分比率 取得する株式の数 : 200株 (注) 内訳 : (株)エイチエイチエス 120株 (株)コーベックス 80株 取得価額 : 取得価額については、株式譲渡契約の締結までの間に当事者間で協議のうえ、取締役会の決議を経て決定する。 譲渡後の持分比率 : 100%</p> <p>(6) その他 株式譲渡契約の効力は、上記の取締役会の決議を条件とする。</p>		<p>(1) 株式取得の目的 阪神高速道路の交通管理業務にグループ経営を導入し、同業務の一層の効率化と業務品質の向上を推進するため、当社の非連結子会社である(株)阪神パトロールの全発行済株式を取得し、連結子会社化を図ることを目的としております。</p> <p>(2) 株式取得の相手会社の名称 (株)エイチエイチエス (株)コーベックス</p> <p>(3) 株式を取得する会社の名称、事業内容、規模 名称 : (株)阪神パトロール 事業内容 : 交通管理業務(道路巡回業務、交通管制補助業務、取締補助業務) 規模 : 資本金 10百万円</p> <p>(4) 取得する株式の数、取得価額及び取得後の持分比率 取得する株式の数 : 200株 内訳 : (株)エイチエイチエス 120株 (株)コーベックス 80株 取得価額 : 37百万円 内訳 : (株)エイチエイチエス 22.2百万円 (株)コーベックス 14.8百万円 譲渡後の持分比率 : 100%</p> <p>(5) その他 (株)阪神パトロールは、平成19年4月1日付で、商号を阪神高速パトロール(株)に変更しております。</p>

<p>前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)</p>	<p>当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)</p>	<p>前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>
<p>3. 連結子会社の一部事業の譲受け 当社の連結子会社である阪神高速サービス(株)は、社団法人阪神有料道路サービス協会との間で、同協会が収益事業として実施している全事業及び当該事業に係る資産及び負債並びにこれらに付随する一切の権利義務を譲り受ける事業譲渡契約を平成19年2月9日付で締結し、当該譲受けを平成19年4月1日に実施することとしております。</p> <p>(1) 事業の譲受けの目的 当社グループ内で、同協会が実施している収益事業を営むことにより、当社グループの経営効率化を推進することを目的とする。</p> <p>(2) 事業譲受元の名称、住所、代表者の氏名、正味財産及び事業収入 名称 : 社団法人阪神有料道路サービス協会 住所 : 大阪市西区西本町1丁目3番15号 代表者の氏名 : 会長 小川 征史 正味財産 : 450百万円 事業収入 : 1,416百万円 (注) 正味財産及び事業収入については、同協会が実施している収益事業に係る金額(平成18年3月31日現在)を記載しております。</p> <p>(3) 譲受け事業 スルーウェイカード提携事業、広報受託事業等</p> <p>(4) 譲受け資産・負債の額 資産 367百万円 負債 137百万円 (注) 資産及び負債の価額については、平成19年3月31日における見込額であり、事業譲受日現在の価額について、別途確認書を締結することとしております。</p>	<p>3. —————</p>	<p>3. 連結子会社の一部事業の譲受け 当社の連結子会社である阪神高速サービス(株)は、社団法人阪神有料道路サービス協会との間で、同協会が収益事業として実施している全事業及び当該事業に係る資産及び負債並びにこれらに付随する一切の権利義務を譲り受ける事業譲渡契約を平成19年2月9日付で締結し、当該譲受けを平成19年4月1日に実施しました。</p> <p>(1) 事業の譲受けの目的 当社グループ内で、同協会が実施している収益事業を営むことにより、当社グループの経営効率化を推進することを目的とする。</p> <p>(2) 事業譲受元の名称、住所、代表者の氏名、正味財産及び事業収入 名称 : 社団法人阪神有料道路サービス協会 住所 : 大阪市西区西本町1丁目3番15号 代表者の氏名 : 会長 小川 征史 正味財産 : 450百万円 事業収入 : 1,416百万円 (注) 正味財産及び事業収入については、同協会が実施している収益事業に係る金額(平成18年3月31日現在)を記載しております。</p> <p>(3) 譲受け事業 スルーウェイカード提携事業、広報受託事業等</p> <p>(4) 譲受け資産・負債の額 資産 367百万円 負債 137百万円 (注) 資産及び負債の価額については、平成19年3月31日における見込額であり、事業譲受日現在の価額について、別途確認書を締結することとしております。</p>

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)														
<p>(5) 譲受け時期 平成19年4月1日</p> <p>(6) その他 本事業譲渡は無償で行うこととしております。</p> <p>4. _____</p>	<p>4. 事業譲受けに関する基本合意及び重要な子会社の設立</p> <p>当社は、料金收受業務に関して、(株)高速道路開発、(株)サナウイン、(株)コーベックス、(株)エイチエイチエス及び(株)ベイフレンドとの間で、当社設立の子会社（大阪地区、神戸地区各1社）に事業譲渡する旨の基本合意書を締結いたしました。</p> <p>また、当社設立の子会社（大阪地区、神戸地区各1社）につきまして、平成19年11月28日開催の取締役会の決議に基づき、当社全額出資による100%子会社を平成19年12月10日に設立いたしました。</p> <p>(1) 事業譲受けに関する基本合意</p> <p>① 事業の譲受けの目的</p> <p>阪神高速道路の料金收受業務にグループ経営を導入し、同業務の一層の効率化と業務品質の向上を推進するため、当社設立の子会社に事業譲渡を行うことで、連結子会社化を図ることを目的としています。</p> <p>② 譲り受ける相手方の名称</p> <table border="1" data-bbox="595 1389 995 1579"> <tr> <td>大阪地区</td> <td>基本合意書締結日</td> </tr> <tr> <td>(株)高速道路開発</td> <td>平成19年11月9日</td> </tr> <tr> <td>(株)エイチエイチエス</td> <td>平成19年11月22日</td> </tr> <tr> <td>(株)ベイフレンド</td> <td>平成19年10月31日</td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="595 1618 995 1731"> <tr> <td>神戸地区</td> <td>基本合意書締結日</td> </tr> <tr> <td>(株)コーベックス</td> <td>平成19年10月18日</td> </tr> <tr> <td>(株)サナウイン</td> <td>平成19年10月31日</td> </tr> </table> <p>③ 譲り受ける事業の内容 高速道路の料金收受業務</p> <p>④ 譲り受ける資産・負債の額 譲渡契約締結までの間に当事者間で協議のうえ、決定する。</p>	大阪地区	基本合意書締結日	(株)高速道路開発	平成19年11月9日	(株)エイチエイチエス	平成19年11月22日	(株)ベイフレンド	平成19年10月31日	神戸地区	基本合意書締結日	(株)コーベックス	平成19年10月18日	(株)サナウイン	平成19年10月31日	<p>(5) 譲受け時期 平成19年4月1日</p> <p>(6) その他 本事業譲渡は無償で実施しました。</p> <p>4. _____</p>
大阪地区	基本合意書締結日															
(株)高速道路開発	平成19年11月9日															
(株)エイチエイチエス	平成19年11月22日															
(株)ベイフレンド	平成19年10月31日															
神戸地区	基本合意書締結日															
(株)コーベックス	平成19年10月18日															
(株)サナウイン	平成19年10月31日															

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)																																
	<p>⑤ 譲受の時期 譲渡契約締結日 未定 譲受日 平成20年4月1日 (予定)</p> <p>⑥ その他 事業譲受けにあたっては、事業を譲渡する会社の株主総会での承認等の諸手続を経るものとする。</p> <p>(2) 重要な子会社の設立</p> <p>① 設立の目的 料金收受業務にグループ経営を導入し、当社の同業務の一層の効率化と品質の向上を推進するため。</p> <p>② 子会社の概要 (大阪地区)</p> <table border="1" data-bbox="587 803 1002 1257"> <tr><td>商号</td><td>阪神高速トール大阪株</td></tr> <tr><td>主な事業の内容</td><td>高速道路の料金收受業務</td></tr> <tr><td>設立年月日</td><td>平成19年12月10日</td></tr> <tr><td>所在地</td><td>大阪市西区立売堀1-3-13</td></tr> <tr><td>資本金</td><td>5,000万円</td></tr> <tr><td>発行済株式数</td><td>1,000株</td></tr> <tr><td>発行価額</td><td>5万円</td></tr> <tr><td>株主構成</td><td>当社100%</td></tr> </table> <p>(神戸地区)</p> <table border="1" data-bbox="587 1327 1002 1782"> <tr><td>商号</td><td>阪神高速トール神戸株</td></tr> <tr><td>主な事業の内容</td><td>高速道路の料金收受業務</td></tr> <tr><td>設立年月日</td><td>平成19年12月10日</td></tr> <tr><td>所在地</td><td>神戸市中央区雲井通4-2-2</td></tr> <tr><td>資本金</td><td>5,000万円</td></tr> <tr><td>発行済株式数</td><td>1,000株</td></tr> <tr><td>発行価額</td><td>5万円</td></tr> <tr><td>株主構成</td><td>当社100%</td></tr> </table>	商号	阪神高速トール大阪株	主な事業の内容	高速道路の料金收受業務	設立年月日	平成19年12月10日	所在地	大阪市西区立売堀1-3-13	資本金	5,000万円	発行済株式数	1,000株	発行価額	5万円	株主構成	当社100%	商号	阪神高速トール神戸株	主な事業の内容	高速道路の料金收受業務	設立年月日	平成19年12月10日	所在地	神戸市中央区雲井通4-2-2	資本金	5,000万円	発行済株式数	1,000株	発行価額	5万円	株主構成	当社100%	
商号	阪神高速トール大阪株																																	
主な事業の内容	高速道路の料金收受業務																																	
設立年月日	平成19年12月10日																																	
所在地	大阪市西区立売堀1-3-13																																	
資本金	5,000万円																																	
発行済株式数	1,000株																																	
発行価額	5万円																																	
株主構成	当社100%																																	
商号	阪神高速トール神戸株																																	
主な事業の内容	高速道路の料金收受業務																																	
設立年月日	平成19年12月10日																																	
所在地	神戸市中央区雲井通4-2-2																																	
資本金	5,000万円																																	
発行済株式数	1,000株																																	
発行価額	5万円																																	
株主構成	当社100%																																	

(2) 【その他】

該当事項はありません。

2【中間財務諸表等】

(1)【中間財務諸表】

①【中間貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間会計期間末 (平成19年9月30日)		前事業年度の要約貸借対照表 (平成19年3月31日)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
(資産の部)							
I 流動資産							
1 現金及び預金		26,048		19,681		32,869	
2 高速道路事業営業 未収入金		10,568		11,690		14,647	
3 未収入金		238		158		1,059	
4 未収法人税等		—		—		348	
5 未収消費税等	※3	297		—		1,130	
6 仕掛道路資産		84,973		134,076		119,225	
7 貯蔵品		92		93		100	
8 受託業務前払金		5,167		12,924		11,607	
9 前払費用		—		111		9	
10 その他		433		431		361	
貸倒引当金		△54		△32		△33	
流動資産合計		127,765	71.7	179,136	79.1	181,327	78.6
II 固定資産							
A 高速道路事業固定 資産							
1 有形固定資産							
(1) 建物		1,002		945		938	
減価償却累計 額		△46	956	△87	858	△65	872
(2) 構築物		14,301		14,340		14,327	
減価償却累計 額		△726	13,575	△1,736	12,604	△1,348	12,979
(3) 機械装置		23,043		24,089		23,771	
減価償却累計 額		△1,879	21,163	△4,749	19,340	△3,344	20,426
(4) 車両運搬具		496		490		491	
減価償却累計 額		△117	379	△231	258	△174	317
(5) 工具器具備品		246		236		247	
減価償却累計 額		△49	196	△149	87	△126	120
(6) 土地			153		—		—
(7) 建設仮勘定			294		1,491		1,025
有形固定資産合 計		36,719	20.6	34,640	15.3	35,741	15.5

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間会計期間末 (平成19年9月30日)		前事業年度の要約貸借対照表 (平成19年3月31日)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
2 無形固定資産							
(1) ソフトウェア			229		261		277
(2) その他			8		32		48
無形固定資産合計			237	0.1	293	0.1	325
高速道路事業固定 資産合計			36,957	20.7	34,934	15.4	36,067
B 関連事業固定資産							
1 有形固定資産							
(1) 建物		922		892		892	
減価償却累計 額		△40	881	△80	812	△59	832
(2) 構築物		363		393		378	
減価償却累計 額		△55	307	△124	269	△89	289
(3) 機械装置		27		27		27	
減価償却累計 額		△1	25	△4	23	△2	24
(4) 工具器具備品		72		78		73	
減価償却累計 額		△15	57	△32	45	△23	49
(5) 土地			1,667		1,283		1,528
(6) 建設仮勘定			—		1		—
有形固定資産合計			2,940	1.7	2,435	1.1	2,724
関連事業固定資産 合計			2,940	1.7	2,435	1.1	2,724
C 各事業共用固定資産							
1 有形固定資産							
(1) 建物		3,091		3,094		3,092	
減価償却累計 額		△146	2,944	△293	2,800	△219	2,872
(2) 構築物		54		54		54	
減価償却累計 額		△5	48	△10	43	△7	46
(3) 車両運搬具		10		11		10	
減価償却累計 額		△1	8	△4	7	△2	7
(4) 工具器具備品		83		101		105	
減価償却累計 額		△11	71	△20	81	△17	88
(5) 土地			2,996		2,995		2,996
有形固定資産合計			6,071	3.4	5,928	2.6	6,011

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間会計期間末 (平成19年9月30日)		前事業年度の要約貸借対照表 (平成19年3月31日)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
2 無形固定資産							
(1) ソフトウェア		2,981		2,623		3,031	
(2) その他		10		17		0	
無形固定資産合 計		2,991	1.7	2,640	1.2	3,031	1.3
各事業共用固定資 産合計		9,062	5.1	8,569	3.8	9,043	3.9
D その他の固定資産							
1 有形固定資産							
(1) 土地		1,188		1,041		1,109	
有形固定資産合 計		1,188	0.7	1,041	0.5	1,109	0.5
その他の固定資産 合計		1,188	0.7	1,041	0.5	1,109	0.5
E 投資その他の資産							
1 投資その他の 資産		266		405		382	
貸倒引当金		—		△62		△10	
投資その他の資 産合計		266	0.1	343	0.1	372	0.2
固定資産合計		50,415	28.3	47,324	20.9	49,317	21.4
資産合計	※1	178,180	100.0	226,461	100.0	230,644	100.0

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間会計期間末 (平成19年9月30日)		前事業年度の要約貸借対照表 (平成19年3月31日)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
(負債の部)							
I 流動負債							
1		15,106		14,237		28,723	
2		—		11,901		4,618	
3		224		270		1,968	
4		—		648		529	
5		955		637		—	
6	※3	—		56		—	
7		5,509		13,123		11,915	
8		4,565		1,987		2,963	
9		—		55		90	
10		940		979		848	
11		3,776		2,470		3,326	
12		2		0		1	
13		587		74		62	
		流動負債合計	17.8	46,442	20.5	55,048	23.9
II 固定負債							
1	※1	6,295		23,798		23,792	
2		89,540		106,351		102,783	
3		9,139		6,527		7,833	
4		—		81		81	
5		—		92		92	
6		17,583		17,101		17,411	
7		10		19		16	
8		473		668		574	
9		645		578		578	
		固定負債合計	69.4	155,218	68.5	153,165	66.4
		負債合計	87.2	201,661	89.0	208,213	90.3

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間会計期間末 (平成19年9月30日)		前事業年度の要約貸借対照表 (平成19年3月31日)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
(純資産の部)							
I 株主資本							
1 資本金		10,000	5.6	10,000	4.4	10,000	4.3
2 資本剰余金							
(1) 資本準備金		10,000		10,000		10,000	
資本剰余金合計		10,000	5.6	10,000	4.4	10,000	4.3
3 利益剰余金							
(1) その他利益剰余金							
固定資産圧縮特別勘定積立金		—		119		119	
高速道路事業別途積立金		1,176		1,921		1,176	
関連事業別途積立金		3		3		3	
繰越利益剰余金		1,645		2,755		1,132	
利益剰余金合計		2,825	1.6	4,799	2.2	2,431	1.1
株主資本合計		22,825	12.8	24,799	11.0	22,431	9.7
純資産合計		22,825	12.8	24,799	11.0	22,431	9.7
負債純資産合計		178,180	100.0	226,461	100.0	230,644	100.0

②【中間損益計算書】

区分	注記 番号	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)		当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)		前事業年度の要約損益計算書 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	
		金額 (百万円)	百分比 (%)	金額 (百万円)	百分比 (%)	金額 (百万円)	百分比 (%)
I 高速道路事業営業損益							
1 営業収益							
(1) 料金収入		90,299		90,074		179,217	
(2) 道路資産完成高		386		172		3,564	
(3) その他の売上高		1	99.5	1	99.5	3,787	99.4
2 営業費用							
(1) 道路資産賃借料		70,342		69,994		140,688	
(2) 道路資産完成原価		386		172		3,564	
(3) 管理費用		17,647	97.0	18,303	97.5	41,173	98.8
高速道路事業営業利益			2.5	1,778	2.0	1,143	0.6
II 関連事業営業損益							
1 営業収益							
(1) 受託業務収入		—		—		288	
(2) 駐車場事業収入		327		332		656	
(3) 休憩所等事業収入		72		74		138	
(4) その他営業事業収入		13	0.5	51	0.5	64	0.6
2 営業費用							
(1) 受託業務事業費		7		25		331	
(2) 駐車場事業費		121		134		255	
(3) 休憩所等事業費		86		97		195	
(4) その他営業事業費		73	0.3	58	0.4	151	0.5
関連事業営業利益			0.2	142	0.1	214	0.1
全事業営業利益			2.7	1,921	2.1	1,357	0.7
III 営業外収益	※1	152	0.1	156	0.2	315	0.2
IV 営業外費用	※2	110	0.1	123	0.1	206	0.1
経常利益		2,478	2.7	1,954	2.2	1,466	0.8
V 特別利益	※3	37	0.1	996	1.0	1,105	0.5
VI 特別損失	※4,5	6	0.0	3	0.0	799	0.4
税引前中間(当期)純利益		2,509	2.8	2,947	3.2	1,772	0.9
法人税、住民税及び事業税		863		578		439	
法人税等調整額		—	1.0	—	0.6	81	0.2
中間(当期)純利益		1,645	1.8	2,368	2.6	1,251	0.7

(注) 百分比は全事業営業収益を100として計算しております。

③【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間（自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日）

	株主資本						株主資本 合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金				
		資本準備金	その他利益剰余金				
			高速道路事業 別途積立金	関連事業 別途積立金	繰越利益 剰余金		
平成18年3月31日残高 (百万円)	10,000	10,000	—	—	1,179	21,179	
中間会計期間中の変動額							
別途積立金の積立 (百万円) (注)	—	—	1,176	3	△1,179	—	
中間純利益 (百万円)	—	—	—	—	1,645	1,645	
中間会計期間中の変動額合計 (百万円)	—	—	1,176	3	465	1,645	
平成18年9月30日残高 (百万円)	10,000	10,000	1,176	3	1,645	22,825	

(注) 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

当中間会計期間（自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日）

	株主資本							株主資本 合計
	資本金	資本 剰余金	利益剰余金				利益剰余 金合計	
		資本 準備金	その他利益剰余金					
			固定資産 圧縮特別 勘定積立 金	高速道路 事業別途 積立金	関連事業 別途積立 金	繰越利益 剰余金		
平成19年3月31日残高 (百万円)	10,000	10,000	119	1,176	3	1,132	2,431	22,431
中間会計期間中の変動額								
固定資産圧縮特別勘定 積立金の積立							—	—
別途積立金の積立 (百万円) (注)				745		△745	—	—
中間純利益 (百万円)						2,368	2,368	2,368
中間会計期間中の変動額合計 (百万円)	—	—	—	745	—	1,623	2,368	2,368
平成19年9月30日残高 (百万円)	10,000	10,000	119	1,921	3	2,755	4,799	24,799

前事業年度の株主資本等変動計算書（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金	利益剰余金				利益剰余金合計	株主資本合計
		資本準備金	その他利益剰余金					
			固定資産圧縮特別勘定積立金	高速道路事業別途積立金	関連事業別途積立金	繰越利益剰余金		
平成18年3月31日残高 （百万円）	10,000	10,000	—	—	—	1,179	1,179	21,179
事業年度中の変動額								
固定資産圧縮特別勘定積立金の積立			119			△119	—	—
別途積立金の積立 （百万円）（注）				1,176	3	△1,179	—	—
当期純利益（百万円）						1,251	1,251	1,251
事業年度中の変動額合計 （百万円）	—	—	119	1,176	3	△47	1,251	1,251
平成19年3月31日残高 （百万円）	10,000	10,000	119	1,176	3	1,132	2,431	22,431

（注） 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

<p>前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>
<p>1 有価証券の評価基準及び評価方法 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法によって おります。</p>	<p>1 有価証券の評価基準及び評価方法 子会社株式及び関連会社株式 同左</p>	<p>1 有価証券の評価基準及び評価方法 子会社株式及び関連会社株式 同左</p>
<p>2 たな卸資産の評価基準及び評価方法 (1) 仕掛道路資産 個別法による原価法によって おります。 なお、仕掛道路資産の取得原価は、 建設価額に用地取得に係る費用その他 の附帯費用を加算した価額に労務費・ 人件費等のうち道路建設に要した費用 として区分された費用の額及び除却工 事費用等資産の取得に要した費用の額 を加えた額としております。 また、仕掛道路資産の建設に充当し た借入資金の利息で、当該資産の工事 完了の日までに発生したものは建設価 額に算入しております。 (2) 貯蔵品 建設資材等は個別法による原価法に よっております。 貯蔵物品は後入先出法による原価法 によっております。</p>	<p>2 たな卸資産の評価基準及び評価方法 (1) 仕掛道路資産 同左 (2) 貯蔵品 主として個別法による原価法によ っております。</p>	<p>2 たな卸資産の評価基準及び評価方法 (1) 仕掛道路資産 同左 (2) 貯蔵品 建設資材等は個別法による原価法に よっております。 貯蔵物品は後入先出法による原価法 によっております。</p>
<p>3 固定資産の減価償却方法 (1) 有形固定資産 定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりで あります。 構築物 5～60年 機械装置 5～17年 また、阪神高速道路公団から承継した 資産については、上記耐用年数を基にし た中古資産の耐用年数によっておりま す。 (2) 無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、ソフトウェア（自社利用分）に ついては、社内における利用可能期間 （5年）に基づく定額法によっておりま す。</p>	<p>3 固定資産の減価償却方法 (1) 有形固定資産 同左 (会計方針の変更) 法人税法の改正に伴い、当中間会計期 間より、平成19年4月1日以降に取得し た有形固定資産について、改正後の法人 税法に基づく減価償却の方法に変更し ております。 これによる損益に与える影響は軽微で あります。 (2) 無形固定資産 同左</p>	<p>3 固定資産の減価償却方法 (1) 有形固定資産 定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりで あります。 構築物 5～60年 機械装置 5～17年 また、阪神高速道路公団から承継した 資産については、上記耐用年数を基にし た中古資産の耐用年数によっておりま す。 (2) 無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、ソフトウェア（自社利用分）に ついては、社内における利用可能期間 （5年）に基づいております。</p>
<p>4 繰延資産の処理方法 道路建設関係社債発行費 支出時に全額費用処理しております。</p>	<p>4 繰延資産の処理方法 同左</p>	<p>4 繰延資産の処理方法 同左</p>

<p style="text-align: center;">前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)</p>	<p style="text-align: center;">当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)</p>	<p style="text-align: center;">前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>
<p>5 引当金の計上基準</p> <p>(1) 貸倒引当金 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率に基づき、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当中間会計期間の負担額を計上しております。</p> <p>(3) 回数通行券払戻引当金 回数通行券の廃止に伴う払戻に備えるため、販売実績、使用実績及び払戻実績等に基づいて算出した発生見込額を計上しております。</p> <p>(4) ハイウェイカード損失補填引当金 ハイウェイカードの偽造被害に伴い、券種毎に販売額を超えての利用又は払戻請求により発生する損失に備えるため、過去の実績に基づいて算出した発生見込額を計上しております。</p> <p>(5) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 なお、過去勤務債務は、その発生時に一括費用処理することとしており、数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生年度の翌期から費用処理することとしております。</p> <p>(6) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく中間会計期間末要支給額を計上しております。 (追加情報) 当社において、役員退職慰労金規程が制定されたことにより、当中間会計期間より、内規に基づく中間会計期間末要支給額を役員退職慰労引当金として計上しております。 これにより、当中間会計期間の発生額の内5百万円を販売費及び一般管理費に、1百万円を仕掛道路資産に計上し、過年度分相当額5百万円を特別損失に計上しております。 この結果、営業利益及び経常利益は5百万円、税引前中間純利益は11百万円減少しております。</p> <p>(7) マイレージ割引引当金 E T Cマイレージサービス制度による高速道路通行料金割引に備えるため、マイレージポイント発生見込額を計上しております。</p>	<p>5 引当金の計上基準</p> <p>(1) 貸倒引当金 同左</p> <p>(2) 賞与引当金 同左</p> <p>(3) 回数通行券払戻引当金 同左</p> <p>(4) ハイウェイカード損失補填引当金 同左</p> <p>(5) 退職給付引当金 同左</p> <p>(6) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく中間会計期間末要支給額を計上しております。</p> <p>(7) マイレージ割引引当金 同左</p>	<p>5 引当金の計上基準</p> <p>(1) 貸倒引当金 同左</p> <p>(2) 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。</p> <p>(3) 回数通行券払戻引当金 同左</p> <p>(4) ハイウェイカード損失補填引当金 同左</p> <p>(5) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 なお、過去勤務債務は、その発生時に一括費用処理することとしており、数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生年度の翌期から費用処理することとしております。</p> <p>(6) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。 (追加情報) 当社において、役員退職慰労金規程が制定されたことにより、当事業年度より、内規に基づく事業年度末要支給額を役員退職慰労引当金として計上しております。 これにより、当事業年度の発生額の内0百万円を道路資産完成原価に、5百万円を仕掛道路資産に、5百万円を販売費及び一般管理費に計上し、過年度分相当額5百万円を特別損失に計上しております。 この結果、営業利益及び経常利益は5百万円、税引前当期純利益は11百万円減少しております。</p> <p>(7) マイレージ割引引当金 同左</p>

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
6	6 リース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	6 リース取引の処理方法 同左
7 その他中間財務諸表作成のための重要な事項 ① 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。 ② 収益及び費用の計上基準 完成工事高の計上基準 道路資産完成高及び受託事業収入の計上には、工事完成基準を適用しております。	7 その他中間財務諸表作成のための重要な事項 ① 消費税等の会計処理 同左 ② 収益及び費用の計上基準 同左	7 その他財務諸表作成のための重要な事項 ① 消費税等の会計処理 同左 ② 収益及び費用の計上基準 同左

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

<p>前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>
<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等)</p> <p>当中間会計期間から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。</p> <p>なお、従来の「資本の部」の合計に相当する金額は22,825百万円であります。</p> <p>(繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い)</p> <p>当中間会計期間から、「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」(企業会計基準委員会 平成18年8月11日 実務対応報告第19号)を適用しております。</p> <p>これによる損益に与える影響はありません。</p> <p>なお、道路建設関係社債発行差金44百万円は、当中間会計期間から道路建設関係社債から控除して表示しております。</p> <p>(金融商品に関する会計基準等)</p> <p>当中間会計期間より、改正後の「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準委員会 最終改正平成18年8月11日 企業会計基準第10号)及び「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会 最終改正平成18年10月20日 会計制度委員会報告第14号)を適用しております。</p> <p>これによる経常利益、税引前中間純利益に与える影響はありません。</p>	<p>—————</p>	<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等)</p> <p>当事業年度から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。</p> <p>なお、従来の「資本の部」の合計に相当する金額は22,431百万円であります。</p> <p>(繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い)</p> <p>当事業年度から、「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」(企業会計基準委員会 平成18年8月11日 実務対応報告第19号)を適用しております。</p> <p>これによる損益に与える影響はありません。</p> <p>なお、道路建設関係社債発行差金107百万円は、当事業年度から道路建設関係社債から控除して表示しております。</p> <p>(金融商品に関する会計基準等)</p> <p>当事業年度より、改正後の「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準委員会 最終改正平成18年8月11日 企業会計基準第10号)及び「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会 最終改正平成18年10月20日 会計制度委員会報告第14号)を適用しております。</p> <p>これによる経常利益、税引前当期純利益に与える影響はありません。</p>

表示方法の変更

<p>前中間会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)</p>
<p>—————</p>	<p>(中間貸借対照表) 「前払費用」は前中間期まで、流動資産の「その他」に、「未払費用」及び「預り金」は、前中間期まで、流動負債の「その他」に、また、「受入保証金」は前中間期まで、固定負債の「その他」に含めて表示していましたが、当中間期より区分掲記しております。 なお、前中間期末の「前払費用」、「未払費用」、「預り金」及び「受入保証金」の金額は、それぞれ129百万円、475百万円、53百万円及び67百万円であります。</p>	<p>—————</p>

注記事項
(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間会計期間末 (平成19年9月30日)	前事業年度末 (平成19年3月31日)
<p>※1 担保資産及び担保付債務 高速道路株式会社法第8条の規定に基づき、総財産を道路建設関係社債6,295百万円(額面6,340百万円)の一般担保に供しております。</p> <p>2 偶発債務 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構の保有する債券等に対して、次のとおり債務保証を行っております。</p> <p>(1) 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が阪神高速道路公団から承継した債券(国が保有している債券を除く。)に係る債務については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。 (独) 日本高速道路保有・債務返済機構 1,247,340百万円</p> <p>(2) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した額のうち、以下の金額については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。 (独) 日本高速道路保有・債務返済機構 13,529百万円</p> <p>なお、上記引き渡しにより、道路建設関係長期借入金が505百万円減少しております。</p> <p>※3 消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、未払消費税等として表示しております。</p>	<p>※1 担保資産及び担保付債務 高速道路株式会社法第8条の規定に基づき、総財産を道路建設関係社債23,798百万円(額面23,900百万円)の一般担保に供しております。</p> <p>2 偶発債務 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構の保有する債券等に対して、次のとおり債務保証を行っております。</p> <p>(1) 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が阪神高速道路公団から承継した債券(国が保有している債券を除く。)に係る債務については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。 (独) 日本高速道路保有・債務返済機構 960,400百万円</p> <p>(2) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した額のうち、以下の金額については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。 (独) 日本高速道路保有・債務返済機構 17,078百万円</p> <p>なお、上記引き渡しにより、道路建設関係長期借入金1,405百万円減少しております。</p> <p>※3 消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、未払消費税等として表示しております。</p>	<p>※1 担保資産及び担保付債務 高速道路株式会社法第8条の規定に基づき、総財産を道路建設関係社債23,792百万円(額面23,900百万円)の一般担保に供しております。</p> <p>2 偶発債務 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構の保有する債券等に対して、次のとおり債務保証を行っております。</p> <p>(1) 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が阪神高速道路公団から承継した債券(国が保有している債券を除く。)に係る債務については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。 (独) 日本高速道路保有・債務返済機構 1,029,100百万円</p> <p>(2) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した額のうち、以下の金額については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。 (独) 日本高速道路保有・債務返済機構 15,673百万円</p> <p>なお、上記引き渡しにより、道路建設関係長期借入金2,649百万円減少しております。</p> <p>※3 _____</p>

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)								
※1 営業外収益の主要項目 受取利息 24百万円 解約違約金収入 53百万円 土地物件貸付料 25百万円 原因者負担金収入 9百万円 ※2 営業外費用の主要項目 支払利息 73百万円 ハイウェイカード払戻 損失 24百万円 ※3 特別利益の主要項目 固定資産売却益(土地) 37百万円 ※4 特別損失の主要項目 過年度役員退職慰労引当 金繰入額 5百万円 固定資産除却費(その他) 0百万円 固定資産売却損(土地) 0百万円 ※5 _____	※1 営業外収益の主要項目 受取配当金 72百万円 受取利息 31百万円 土地物件貸付料 0百万円 原因者負担金収入 5百万円 ※2 営業外費用の主要項目 支払利息 85百万円 ハイウェイカード払戻 損失 4百万円 ※3 特別利益の主要項目 固定資産売却益(土地) 193百万円 回数通行券払戻引当金 戻入益 802百万円 ※4 特別損失の主要項目 固定資産除却費(機械装 置) 2百万円 固定資産売却損(土地) 0百万円 ※5 _____	※1 営業外収益の主要項目 受取利息 72百万円 解約違約金収入 91百万円 土地物件貸付料 46百万円 原因者負担金収入 17百万円 ※2 営業外費用の主要項目 支払利息 156百万円 ハイウェイカード払戻 損失 28百万円 ※3 特別利益の主要項目 固定資産売却益(土地) 717百万円 回数通行券払戻引当金 戻入益 388百万円 ※4 特別損失の主要項目 固定資産売却損(建物 等) 30百万円 固定資産除却費(機械装 置等) 229百万円 減損損失 14百万円 臨時償却費 240百万円 早期退職加算金 181百万円 過年度役員退職慰労引当 金繰入額 5百万円 過年度消費税等 96百万円 ※5 減損損失 当事業年度において、当社は以下の資 産グループについて減損損失を計上いたし ました。 <table border="1" data-bbox="1013 1109 1430 1205"> <thead> <tr> <th>用途</th> <th>種類</th> <th>場所</th> <th>計上額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>遊休不動産</td> <td>土地</td> <td>兵庫県川西市 ほか</td> <td>14百万円</td> </tr> </tbody> </table> (資産のグルーピング) 資産のグルーピングは管理会計上の区分を基 礎として以下のように決定しております。 ① 高速道路事業に使用している固定資産 は、すべての資産が一体となってキャッシ ュ・フローを生成していることから、全体 を一つの資産グループとしております。 ② ①以外の事業用固定資産については、原 則として事業管理単位毎としております。 ③ それ以外の固定資産については、原則と して個別の資産毎としております。 (減損損失を認識するに至った経緯) 将来の使用が見込まれていない遊休の土地 に関して、帳簿価額を回収可能価額まで減額 し、当該減少額を減損損失として特別損失に 計上しております。 (回収可能価額の算定方法) 正味売却価額をもって回収可能価額を測定 しており、正味売却価額は当該遊休資産の売 却予定額に基づいて評価しております。 ※6 減価償却実施額 有形固定資産 4,014百万円 無形固定資産 838百万円	用途	種類	場所	計上額	遊休不動産	土地	兵庫県川西市 ほか	14百万円
用途	種類	場所	計上額							
遊休不動産	土地	兵庫県川西市 ほか	14百万円							
6 減価償却実施額 有形固定資産 1,764百万円 無形固定資産 410百万円	6 減価償却実施額 有形固定資産 2,040百万円 無形固定資産 474百万円	6 減価償却実施額 有形固定資産 4,014百万円 無形固定資産 838百万円								

(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

当中間会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

前事業年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

(リース取引関係)

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)																																
(借主側) 1. _____	(借主側) 1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 ① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額 <table border="1" data-bbox="603 388 989 722"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (百万円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (百万円)</th> <th>中間期末残高相当額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>各事業共用工具器具備品</td> <td>24</td> <td>6</td> <td>18</td> </tr> <tr> <td>各事業共用ソフトウェア</td> <td>22</td> <td>5</td> <td>17</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>47</td> <td>11</td> <td>35</td> </tr> </tbody> </table> ② 未経過リース料中間期末残高相当額 1年以内 10百万円 1年超 28百万円 合計 39百万円 ③ 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 支払リース料 9百万円 減価償却費相当額 5百万円 支払利息相当額 4百万円 ④ 減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については利息法によっております。		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)	各事業共用工具器具備品	24	6	18	各事業共用ソフトウェア	22	5	17	合計	47	11	35	(借主側) 1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 ① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額 <table border="1" data-bbox="1037 388 1423 722"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (百万円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (百万円)</th> <th>期末残高相当額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>各事業共用工具器具備品</td> <td>24</td> <td>3</td> <td>21</td> </tr> <tr> <td>各事業共用ソフトウェア</td> <td>22</td> <td>2</td> <td>19</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>47</td> <td>5</td> <td>41</td> </tr> </tbody> </table> ② 未経過リース料期末残高相当額 1年以内 9百万円 1年超 34百万円 合計 43百万円 ③ 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 支払リース料 9百万円 減価償却費相当額 5百万円 支払利息相当額 5百万円 ④ 減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法 減価償却費相当額の算定方法 同左 利息相当額の算定方法 同左		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)	各事業共用工具器具備品	24	3	21	各事業共用ソフトウェア	22	2	19	合計	47	5	41
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)																															
各事業共用工具器具備品	24	6	18																															
各事業共用ソフトウェア	22	5	17																															
合計	47	11	35																															
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)																															
各事業共用工具器具備品	24	3	21																															
各事業共用ソフトウェア	22	2	19																															
合計	47	5	41																															
2. オペレーティング・リース取引 道路資産の未経過リース料 1年以内 147,351百万円 1年超 9,032,970百万円 合計 9,180,321百万円	2. オペレーティング・リース取引 道路資産の未経過リース料 1年以内 147,308百万円 1年超 8,885,656百万円 合計 9,032,964百万円	2. オペレーティング・リース取引 道路資産の未経過リース料 1年以内 147,020百万円 1年超 8,959,438百万円 合計 9,106,458百万円																																

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>(注) 1. 道路資産の未経過リース料の金額は変動する場合があります。当社及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構は、道路資産の貸付料を含む協定について、おおむね5年ごとに検討を加え、必要がある場合には、相互にその変更を申し出ることができることとされており、ただし、道路資産の貸付料を含む協定が独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第17条に規定する基準に適合しなくなった場合等、業務等の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生ずるおそれがある場合には、上記の年限に関わらず、相互にその変更を申し出ることができることとされており、</p> <p>2. 道路資産の貸付料は、実績料金収入が、計画料金収入に計画料金収入の変動率に相当する金額を加えた金額（加算基準額）を超えた場合、当該超過額（実績料金収入－加算基準額）が加算されることとなっております。また、実績料金収入が、計画料金収入から計画料金収入の変動率に相当する金額を減じた金額（減算基準額）に足りない場合、当該不足額（減算基準額－実績料金収入）が減算されることとなっております。</p>	<p>(注) 1. 同左</p> <p>2. 同左</p>	<p>(注) 1. 同左</p> <p>2. 同左</p>

(有価証券関係)

前中間会計期間末 (平成18年9月30日)

子会社及び関連会社株式で時価のあるものは、ありません。

当中間会計期間末 (平成19年9月30日)

子会社及び関連会社株式で時価のあるものは、ありません。

前事業年度末 (平成19年3月31日)

子会社及び関連会社株式で時価のあるものは、ありません。

(1株当たり情報)

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1株当たり純資産額 1,141.25円 1株当たり中間純利益 金額 82.27円	1株当たり純資産額 1,239.98円 1株当たり中間純利益 金額 118.42円	1株当たり純資産額 1,121.55円 1株当たり当期純利益 金額 62.57円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額については潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり中間(当期)純利益金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

項目	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
中間(当期)純利益(百万円)	1,645	2,368	1,251
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	—	—	—
普通株式に係る中間(当期)純利益 (百万円)	1,645	2,368	1,251
普通株式の期中平均株式数 (千株)	20,000	20,000	20,000

(重要な後発事象)

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>1. 早期退職支援特例制度の実施 社員の早期退職を促進し、年齢構成を改善することにより組織の活性化を図るとともに、会社の合理的経営を推進するため、平成18年11月1日付にて「阪神高速道路株式会社社員早期退職支援特例制度規則」を制定し、早期退職支援特例制度を実施しました。</p> <p>(1) 対象者 下記の条件に該当する社員 ① 平成18年7月1日現在で56歳以上58歳以下であること ② 当社での勤続期間が30年以上であること</p> <p>(2) 申請期間 平成18年11月1日から平成18年12月28日まで</p> <p>(3) 退職日 原則として平成19年3月31日</p> <p>(4) 退職加算金 「阪神高速道路株式会社社員退職手当支給規則」における退職手当及び本制度に基づく加算額を支給する。 上記の結果、19名の応募があり、これをもって募集を締め切りました。 なお、本制度実施に伴い発生する退職加算金は182百万円と見込まれ、平成19年3月期に特別損失として計上する予定であります。</p> <p>2. 株式取得に関する基本合意 (㈱阪神パトロール) 当社は、当社の非連結子会社である㈱エイチエイチエス及び㈱コーベックスとの間で、当社の非連結子会社である㈱阪神パトロールの株式譲渡に関する基本合意書を平成19年2月8日付で締結しました。概要は次のとおりです。</p>	<p>1. _____</p> <p>2. _____</p>	<p>1. _____</p> <p>2. (㈱阪神パトロールに係る株式取得 当社は、平成19年3月20日の取締役会において、当社の非連結子会社である㈱阪神パトロールの株式を取得することを決議し、平成19年4月1日付で同社株式を取得しました。</p>

<p>前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>
<p>(1) 株式取得の目的 阪神高速道路の交通管理業務にグループ経営を導入し、同業務の一層の効率化と業務品質の向上を推進するため、同業務の委託先である(株)阪神パトロールの全発行済株式を取得し、連結子会社化を図ることを目的としている。</p> <p>(2) 株式取得の相手会社の名称 (株)エイチエイチエス (株)コーベックス</p> <p>(3) 株式を取得する会社の名称、事業内容、規模 名称 : (株)阪神パトロール 事業内容 : 阪神高速道路の交通管理業務 規模 : 資本金 10百万円</p> <p>(4) 株式取得の時期 平成19年4月初を目途</p> <p>(5) 取得する株式の数、取得価額及び取得後の持分比率 取得する株式の数 : 200株 (注) 内訳 : (株)エイチエイチエス 120株 (株)コーベックス 80株 取得価額 : 取得価額については、株式譲渡契約の締結までの間に当事者間で協議のうえ、取締役会の決議を経て決定する。 譲渡後の持分比率 : 100%</p> <p>(6) その他 株式譲渡契約の効力は、上記の取締役会の決議を条件とする。</p>		<p>(1) 株式取得の目的 阪神高速道路の交通管理業務にグループ経営を導入し、同業務の一層の効率化と業務品質の向上を推進するため、当社の非連結子会社である(株)阪神パトロールの全発行済株式を取得し、連結子会社化を図ることを目的としております。</p> <p>(2) 株式取得の相手会社の名称 (株)エイチエイチエス (株)コーベックス</p> <p>(3) 株式を取得する会社の名称、事業内容、規模 名称 : (株)阪神パトロール 事業内容 : 交通管理業務(道路巡回業務、交通管制補助業務、取締補助業務) 規模 : 資本金 10百万円</p> <p>(4) 取得する株式の数、取得価額及び取得後の持分比率 取得する株式の数 : 200株 内訳 : (株)エイチエイチエス 120株 (株)コーベックス 80株 取得価額 : 37百万円 内訳 : (株)エイチエイチエス 22.2百万円 (株)コーベックス 14.8百万円 譲渡後の持分比率 : 100%</p> <p>(5) その他 (株)阪神パトロールは、平成19年4月1日付で、商号を阪神高速パトロール(株)に変更しております。</p>

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)														
3. _____	<p>3. 事業譲受けに関する基本合意及び重要な子会社の設立</p> <p>当社は、料金收受業務に関して、(株)高速道路開発、(株)サナウイン、(株)コーベックス、(株)エイチエイチエス及び(株)ベイフレンドとの間で、当社設立の子会社（大阪地区、神戸地区各1社）に事業譲渡する旨の基本合意書を締結いたしました。</p> <p>また、当社設立の子会社（大阪地区、神戸地区各1社）につきまして、平成19年11月28日開催の取締役会の決議に基づき、当社全額出資による100%子会社を平成19年12月10日に設立いたしました。</p> <p>(1) 事業譲受けに関する基本合意</p> <p>① 事業の譲受けの目的</p> <p>阪神高速道路の料金收受業務にグループ経営を導入し、同業務の一層の効率化と業務品質の向上を推進するため、当社設立の子会社に事業譲渡を行うことで、連結子会社化を図ることを目的としています。</p> <p>② 譲り受ける相手方の名称</p> <table border="1" data-bbox="595 1170 995 1360"> <thead> <tr> <th>大阪地区</th> <th>基本合意書締結日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(株)高速道路開発</td> <td>平成19年11月9日</td> </tr> <tr> <td>(株)エイチエイチエス</td> <td>平成19年11月22日</td> </tr> <tr> <td>(株)ベイフレンド</td> <td>平成19年10月31日</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="595 1399 995 1513"> <thead> <tr> <th>神戸地区</th> <th>基本合意書締結日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(株)コーベックス</td> <td>平成19年10月18日</td> </tr> <tr> <td>(株)サナウイン</td> <td>平成19年10月31日</td> </tr> </tbody> </table> <p>③ 譲り受ける事業の内容</p> <p>高速道路の料金收受業務</p> <p>④ 譲り受ける資産・負債の額</p> <p>譲渡契約締結までの間に当事者間で協議のうえ、決定する。</p> <p>⑤ 譲受の時期</p> <p>譲渡契約締結日 未定 譲受日 平成20年4月1日 (予定)</p>	大阪地区	基本合意書締結日	(株)高速道路開発	平成19年11月9日	(株)エイチエイチエス	平成19年11月22日	(株)ベイフレンド	平成19年10月31日	神戸地区	基本合意書締結日	(株)コーベックス	平成19年10月18日	(株)サナウイン	平成19年10月31日	3. _____
大阪地区	基本合意書締結日															
(株)高速道路開発	平成19年11月9日															
(株)エイチエイチエス	平成19年11月22日															
(株)ベイフレンド	平成19年10月31日															
神戸地区	基本合意書締結日															
(株)コーベックス	平成19年10月18日															
(株)サナウイン	平成19年10月31日															

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)																																
	<p>⑥ その他 事業譲受けにあたっては、事業を譲渡する会社の株主総会での承認等の諸手続を経るものとする。</p> <p>(2) 重要な子会社の設立</p> <p>① 設立の目的 料金收受業務にグループ経営を導入し、当社の同業務の一層の効率化と品質の向上を推進するため。</p> <p>② 子会社の概要 (大阪地区)</p> <table border="1" data-bbox="584 661 1003 1116"> <tr><td>商号</td><td>阪神高速トール大阪株</td></tr> <tr><td>主な事業の内容</td><td>高速道路の料金收受業務</td></tr> <tr><td>設立年月日</td><td>平成19年12月10日</td></tr> <tr><td>所在地</td><td>大阪市西区立売堀1-3-13</td></tr> <tr><td>資本金</td><td>5,000万円</td></tr> <tr><td>発行済株式数</td><td>1,000株</td></tr> <tr><td>発行価額</td><td>5万円</td></tr> <tr><td>株主構成</td><td>当社100%</td></tr> </table> <p>(神戸地区)</p> <table border="1" data-bbox="584 1185 1003 1640"> <tr><td>商号</td><td>阪神高速トール神戸株</td></tr> <tr><td>主な事業の内容</td><td>高速道路の料金收受業務</td></tr> <tr><td>設立年月日</td><td>平成19年12月10日</td></tr> <tr><td>所在地</td><td>神戸市中央区雲井通4-2-2</td></tr> <tr><td>資本金</td><td>5,000万円</td></tr> <tr><td>発行済株式数</td><td>1,000株</td></tr> <tr><td>発行価額</td><td>5万円</td></tr> <tr><td>株主構成</td><td>当社100%</td></tr> </table>	商号	阪神高速トール大阪株	主な事業の内容	高速道路の料金收受業務	設立年月日	平成19年12月10日	所在地	大阪市西区立売堀1-3-13	資本金	5,000万円	発行済株式数	1,000株	発行価額	5万円	株主構成	当社100%	商号	阪神高速トール神戸株	主な事業の内容	高速道路の料金收受業務	設立年月日	平成19年12月10日	所在地	神戸市中央区雲井通4-2-2	資本金	5,000万円	発行済株式数	1,000株	発行価額	5万円	株主構成	当社100%	
商号	阪神高速トール大阪株																																	
主な事業の内容	高速道路の料金收受業務																																	
設立年月日	平成19年12月10日																																	
所在地	大阪市西区立売堀1-3-13																																	
資本金	5,000万円																																	
発行済株式数	1,000株																																	
発行価額	5万円																																	
株主構成	当社100%																																	
商号	阪神高速トール神戸株																																	
主な事業の内容	高速道路の料金收受業務																																	
設立年月日	平成19年12月10日																																	
所在地	神戸市中央区雲井通4-2-2																																	
資本金	5,000万円																																	
発行済株式数	1,000株																																	
発行価額	5万円																																	
株主構成	当社100%																																	

(2) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第2期）（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）平成19年6月28日近畿財務局長に提出。

(2) 有価証券報告書の訂正報告書

平成19年8月10日近畿財務局長に提出

事業年度（第2期）（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）の有価証券報告書に係る訂正報告書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

第1【保証会社情報】

該当事項はありません。

第2【保証会社以外の会社の情報】

1【当該会社の情報の開示を必要とする理由】

平成19年3月15日に発行した当社第1回社債（阪神高速道路株式会社第1回社債（一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付）（発行価額の総額金4,997百万円）（以下「第1回社債」といいます。）には保証は付されていません。しかしながら、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」といいます。）は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第100号）（以下「機構法」といいます。）第15条第1項に従い、当社が新設、改築、修繕又は災害復旧した高速道路（注1）に係る道路資産（注2）が道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第51条第2項ないし第4項の規定により機構に帰属する時（注3）において、機構法第14条第1項の認可を受けた業務実施計画に定められた機構が当社から引き受ける新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に係る債務の限度額の範囲内で、当該高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために当社が負担した債務を引き受けなければならないこととされており、第1回社債は、機構に帰属することとなる上記道路資産に対応する債務として当社が第1回社債にかかる債務を選定することを前提として、償還期日までに機構により重畳的に債務引受けされることとなります。

- (注) 1. 高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第2条第2項に規定する道路であって、大阪市の区域、神戸市の区域、京都市の区域（大阪市及び神戸市の区域と自然的、経済的及び社会的に密接な関係がある区域に限る。）並びにそれらの区域の間及び周辺の地域内の自動車専用道路等のうち、国土交通大臣が指定するものをいいます。
2. 道路（道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路をいいます。）を構成する敷地又は支壁その他の物件（料金の徴収施設その他政令で定めるものを除くもの）とします。）をいいます。
3. 当社が高速道路の新設又は改築のために取得した道路資産は、原則として、あらかじめ公告する工事完了の日の翌日以後においては、機構に帰属し、機構に帰属する日前においては当社に帰属します。ただし、当社及び機構が国土交通大臣の認可を受けて機構に帰属する道路資産の内容及び機構に帰属する予定年月日を記載した道路資産帰属計画を定めたときは、当該道路資産は当該道路資産帰属計画に従い機構に帰属することとなります。また、当社が行う高速道路の修繕又は災害復旧によって増加した道路資産は、当該修繕又は災害復旧に関する工事完了の日の翌日に機構に帰属します。

2【継続開示会社たる当該会社に関する事項】

該当事項はありません。

3【継続開示会社に該当しない当該会社に関する事項】

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構について

機構は、高速道路に係る道路資産の保有並びに当社、東日本高速道路㈱、首都高速道路㈱、中日本高速道路㈱、西日本高速道路㈱及び本州四国連絡高速道路㈱（以下、これらの株式会社を総称して、又は文脈によりそのいずれかを「高速道路会社」といいます。）に対するかかる資産の貸付け、承継債務及びその他の高速道路の新設、改築等に係る債務の早期の確実な返済等の業務を行うことにより、高速道路に係る国民負担の軽減を図るとともに、高速道路会社による高速道路に関する事業の円滑な実施を支援することを目的として、平成17年10月1日に設立された独立行政法人です。

平成19年3月31日現在の機構の概要は下記のとおりです。

- ① 名称 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
- ② 設立根拠法 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法
- ③ 主たる事務所の所在地
東京都港区西新橋二丁目8番6号
子会社及び関連会社はございません。
- ④ 役員
機構法第7条第1項の規定により、機構には、役員としてその長である理事長及び監事2人を置くこととされており、いずれも、国土交通大臣により任命されます。
また、同条第2項の規定により、役員として理事3人以内を置くことができるとされており、平成19年3月31日現在、3名が任命されております。理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して機構の業務を掌理しております。なお、理事長の任期は4年、理事及び監事の任期は2年であります。

⑤ 資本金及び資本構成

平成19年3月31日現在の機構の資本金及び資本構成は下記のとおりであり、資本金は、その全額を国（国土交通大臣及び財務大臣）及び関係地方公共団体が出資しております。

I 資本金	4,596,574百万円
政府出資金	3,488,539百万円
地方公共団体出資金	1,108,035百万円
II 資本剰余金	848,903百万円
資本剰余金	31百万円
日本道路公団等民営化関係法施行法第15条による積立金	850,932百万円
損益外減損損失累計額	△2,061百万円
III 利益剰余金	436,152百万円
資本合計	5,881,630百万円

機構の財務諸表は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）（以下「通則法」といいます。）、機構法、独立行政法人会計基準及び独立行政法人会計基準注解等に基づき作成されます。

機構の財務諸表は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を受けておりませんが、毎事業年度、国土交通大臣の承認を受ける必要があります（通則法第38条）。また、その監査については、機構の監事（通則法第19条第4項）及び会計監査人（通則法第39条）により実施されるもののほか、会計検査院法（昭和22年法律第73号）第22条第5号の規定に基づき、会計検査院によっても実施されます。

⑥ 事業の内容

- (a) 目的
高速道路に係る道路資産の保有・貸付け、債務の早期・確実な返済等を行うことにより、高速道路に係る国民負担の軽減を図るとともに、高速道路会社による高速道路に関する事業の円滑な実施を支援すること
- (b) 業務の範囲
(i) 高速道路に係る道路資産の保有及び高速道路会社への貸付け
(ii) 承継債務の返済（返済のための借入れに係る債務の返済を含みます。）

- (iii) 協定に基づく高速道路会社が高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務の引受け及び当該債務の返済（返済のための借入れに係る債務の返済を含みます。）
- (iv) 政府又は政令で定める地方公共団体から受けた出資金を財源とした、当社又は首都高速道路(株)に対する阪神高速道路又は首都高速道路の新設又は改築に要する費用の一部の無利子貸付け
- (v) 国から交付された補助金を財源とした、高速道路会社に対する高速道路の災害復旧に要する費用に充てる資金の一部の無利子貸付け
- (vi) 政令で定める地方公共団体から交付された補助金を財源とした、当社又は首都高速道路(株)に対する阪神高速道路又は首都高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てる資金の一部の無利子貸付け
- (vii) 高速道路会社の経営努力による高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理に要する費用の縮減を助長するための必要な助成
- (viii) 高速道路会社が高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を行う場合において、道路整備特別措置法に基づき当該高速道路について行うその道路管理者の権限の代行その他の業務
- (ix) 本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法に規定する業務
- (x) 本州と四国を連絡する鉄道施設の管理
- (xi) (x) の鉄道施設を有償で鉄道事業者を利用させる業務

(c) 事業にかかる関係法令

機構の業務運営に関連する主な関係法令は下記のとおりであります。

- (i) 機構法
- (ii) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法施行令（平成17年政令第202号）
- (iii) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に関する省令（平成17年国土交通省令第64号）
- (iv) 通則法
- (v) 日本道路公団等民営化関係法施行法（平成16年法律第102号）
- (vi) 高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）

なお、機構については、機構法第31条第1項により、別に法律で定めるところにより機構法施行日（平成17年10月1日）から起算して45年を経過する日までに解散すること、また同条第2項により、高速道路勘定において解散の日までに承継債務等の返済を完了させ、同日において少なくとも資本金に相当する額を残余財産としなければならない旨が規定されております。また、日本道路公団等民営化関係法施行法附則第2条においては、同法施行後10年以内に、政府が日本道路公団等民営化関係法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる旨が定められております。

第3【指数等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成19年 2月20日

阪神高速道路株式会社

取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 阿部 修二 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 林 由佳 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 坂井 俊介 印

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている阪神高速道路株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、阪神高速道路株式会社及び連結子会社の平成18年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成19年12月25日

阪神高速道路株式会社

取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 阿部 修二 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 林 由佳 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 坂井 俊介 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている阪神高速道路株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、阪神高速道路株式会社及び連結子会社の平成19年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成19年 2月20日

阪神高速道路株式会社

取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 阿部 修二 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 林 由佳 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 坂井 俊介 印

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている阪神高速道路株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第2期事業年度の中間会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、阪神高速道路株式会社の平成18年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成19年12月25日

阪神高速道路株式会社

取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 阿部 修二 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 林 由佳 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 坂井 俊介 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている阪神高速道路株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第3期事業年度の中間会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、阪神高速道路株式会社の平成19年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。